

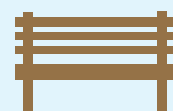
# 東広島市 再犯防止推進計画

令和4～6年度  
(2022～2024年度)



令和4(2022)年3月

東広島市





## はじめに

---

近年、刑法犯の検挙者の約半数が再犯者となっており安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて再犯を防止することが重要な課題となっています。

こうした中で、平成28（2016）年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」では、再犯の防止等に関する諸施策を実施するべく、地方公共団体の責務が明記されました。

この法律の趣旨と、そこで示された国及び地方公共団体の役割を踏まえれば、広島少年院と貴船原少女苑の2つの矯正施設が立地している本市は、市民の皆様のご理解とご協力の下、入所者の更生や社会復帰等を積極的に支援していくことが求められています。

本市は、令和3年3月、市民が互いに支え合い、安心して暮らせる地域共生社会の構築を目指して、「東広島市地域共生社会の形成を図るための施策の推進に関する条例（ぐるマル条例）」を制定し、様々な取り組みを推進しています。

こうしたことから、誰ひとり取り残さない地域共生社会を目指して、過去に過ちを犯した者の更生や再犯防止などに取り組んでいくため、東広島市再犯防止推進計画を策定しました。

本計画は、関係機関・団体等との緊密な連携協力により、就労・住居の確保や保健医療・福祉的支援の促進等の各種施策を実施し、皆様と共に協働して犯罪や非行のない安全で安心して暮らせる社会の実現を目指していくものです。

市民の皆様には、この実現に向けて引き続きご協力をお願い申し上げるとともに、本計画の策定に当たりご尽力をいただきました東広島市再犯防止推進会議の皆様、貴重なご意見やご提言をいただいた皆様に心からお礼申し上げます。



令和4（2022）年3月

東広島市長 高垣 廣徳

# 目次

第1章 計画の概要	1
1 計画の位置づけ	2
2 策定の目的	2
3 計画期間	2
4 計画の策定方法	2
★再犯防止に関わる団体・機関の紹介①【東広島地区保護司会】	3
★再犯防止に関わる団体・機関の紹介②【東広島地区更生保護女性会】	4
★再犯防止に関わる団体・機関の紹介③【東広島地区協力雇用主会】	5
第2章 再犯防止を取り巻く状況	6
1 東広島市の現状	7
(1) 犯罪発生状況	7
(2) 再犯の状況	9
2 国・広島県の動き	17
(1) 国の取組	17
(2) 広島県の取組	18
★再犯防止に関わる団体・機関の紹介④【広島地方検察庁】	19
★再犯防止に関わる団体・機関の紹介⑤【広島保護観察所】	20
★再犯防止に関わる団体・機関の紹介⑥【広島矯正管区】	21
第3章 将来ビジョンと計画の基本的な考え方	22
1 基本理念	23
2 基本方針	23
3 重点施策	24
4 成果指標	24
★再犯防止に関わる団体・機関の紹介⑦【広島刑務所】	25
★再犯防止に関わる団体・機関の紹介⑧【広島少年院】	26
★再犯防止に関わる団体・機関の紹介⑨【貴船原少女苑】	26
第4章 施策の展開	28
1 再犯防止に向けた支援体制の整備	29
(1) 就労・住居の確保	29
(2) 保健医療・福祉的支援の促進	31
(3) 非行の防止・学校と連携した修学支援のための取組	33
(4) 民間協力者等の活動の促進	35

2	犯罪ゼロに向けた地域社会の構築	36
(1)	安全で安心なまちづくりへの取組	36
(2)	豊かな心を育むための取組	37
3	連携体制及び広報・啓発活動の推進	39
(1)	国等の関係機関・団体との連携強化のための取組	39
(2)	広報・啓発活動の推進	40
4	計画の推進体制	41
★	再犯防止に関わる団体・機関の紹介 <sup>⑩</sup>	
	【広島法務少年支援センター（広島少年鑑別所）】	42
★	再犯防止に関わる団体・機関の紹介 <sup>⑪</sup> 【広島西条公共職業安定所】	43
★	再犯防止に関わる団体・機関の紹介 <sup>⑫</sup>	
	【広島県地域生活定着支援センター】	43
★	再犯防止に関わる団体・機関の紹介 <sup>⑬</sup> 【東広島警察署】	44
★	再犯防止に関わる団体・機関の紹介 <sup>⑭</sup>	
	【社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会】	45
資料編		46
資料1	東広島市地域共生社会の形成を図るための施策の推進に関する条例	47
資料2	再犯の防止等の推進に関する法律	50
資料3	国の再犯防止推進計画（概要）	56
資料4	県の再犯防止推進計画（概要）	57
資料5	推進会議開催状況	58
資料6	用語説明一覧	59

※本文中の専門的な用語については、「用語説明一覧」を参照してください。



# 第1章 計画の概要

---

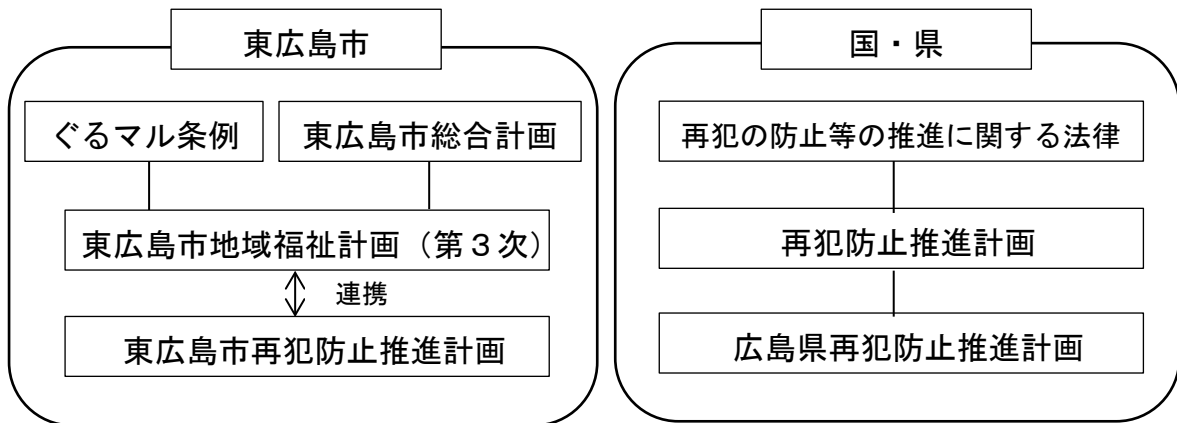




# 1 計画の位置づけ

再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として、東広島市再犯防止推進計画を策定します。

犯罪をした者等が立ち直り、社会のなかで役割を持ち、その責務を果たしていくことは、誰もが社会参加し、その生を豊かにしていく地域共生社会の実現という理念にも合致することから、「東広島市地域福祉計画（第3次）」、令和3年3月に制定した「東広島市地域共生社会の形成を図るための施策の推進に関する条例（通称：ぐるマル条例）」と連携したものとします。



# 2 策定の目的

- (1) 犯罪をした者等が出所し、地域社会の一員として復帰、再出発できるよう必要なサービスを提供するとともに、法務省官署等の関係機関と連携しながら、犯罪や非行が起きにくい地域づくりに取り組みます。
- (2) 再犯防止施策は、就労・住居の確保、福祉サービスによる支援等多岐にわたっているため、各施策が連携し総合的に推進できる体制を整えます。

# 3 計画期間

計画期間は、令和4（2022）年4月から令和7（2025）年3月までの3年間とします。

# 4 計画の策定方法

本計画の策定に当たっては、国の関係機関や更生保護関係団体等で構成する「東広島市再犯防止推進会議」を設置し、計画の原案等について専門的な立場から審議しました。

また、広く市民からの意見を伺い計画に反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

## 再犯防止に関わる団体・機関の紹介①

### 東広島地区保護司会

#### 【団体概要】

東広島地区保護司会は、昭和28年4月に保護司相互の連携協調を図り、保護司の資質向上と職務の円滑な遂行を図ることを目的として設立されました。

令和3年12月1日現在の保護司の数は76人、平成25年4月県内7か所目として設置した東広島更生保護サポートセンターを拠点に犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティア団体として活動しています。

#### 【活動内容】

##### 1 処遇支援活動

保護司が行う保護観察や生活環境の調整が円滑に進められるよう、必要な支援を行います。

###### (1) 保護観察

犯罪や非行をして保護観察を受けている人と月に2～3回程度面接をし、相談に乗ったり約束が守れるよう指導したりします。

###### (2) 生活環境の調整

矯正施設に収容されている人が釈放されたときに更生に適した環境で生活できるよう、帰住先の調査や引受人と話し合い、必要な受入態勢を整えます。

##### 2 犯罪予防活動

関係機関や更生保護団体との連携強化を図りながら、“社会を明るくする運動”をはじめ犯罪予防活動を実施します。

###### (1) “社会を明るくする運動”

市推進委員会の中核団体として各種活動を実施します。

- ① 東広島市社明推進大会
- ② 社明作文・標語コンテスト
- ③ 社明街頭啓発活動
- ④ 社明運動協賛「標語パネル」の頒布
- ⑤ 社明広報誌の刊行

###### (2) その他の犯罪予防活動

- ① 青少年の見守り巡視活動
- ② あいさつ・声かけ運動

##### 3 各種研修や部会活動

定例的に研修会や部会を開催し研鑽に努めるとともに、各種事業を推進します。

##### 4 関係団体との連携事業

更生保護女性会やBBS会、協力雇用主会との連携強化を図りながら各種事業を実施します。

- (1) 広島少年院の餅つき
- (2) 貴船原少女苑の草刈り

## 再犯防止に関わる団体・機関の紹介②

### 東広島地区更生保護女性会

#### 【団体概要】

更生保護女性会は、犯罪や非行に陥った人たちの立ち直りを見守り、支えようと活動するボランティアの女性たちが集う組織です。

会員は市区町村単位で組織されている「更生保護女性会」（全国に約1,300団体）に所属します。「日本更生保護女性連盟」＝「中国地方更生保護女性連盟」＝「広島県更生保護女性連盟」＝「東広島地区更生保護女性会」とつながります。

東広島地区更生保護女性会の会員数は、352名（令和3年10月1日現在）です。社明関係行事等の更生保護事業、矯正施設や児童自立支援施設の支援活動は地区更生保護女性会として行っています。また、9支部を設け、地域の子育て支援、青少年健全育成、地域での協働事業は支部（町単位）で活動しています。

#### 【活動内容】

##### 1 犯罪予防・非行予防の活動…学校・地域との連携

- ・あいさつ、見守り活動 ・行事参加 ・子育てサロン
- ・保育所、幼稚園訪問 ・小中学校支援 ・福祉施設訪問

##### 2 立ち直りを支える活動…更生保護施設との連携

広島少年院	行事参加・誕生会支援・縫い物支援・餅つき大会
貴船原少女苑	行事参加・グランド草取り支援
広島学園	行事参加・ふれあい交流（調理・花植え）
呉清明園	給食サービス

##### 3 保護司会・青少年育成東広島市民会議との連携

- ・東広島市“社会を明るくする運動”推進大会
- ・子ども若者育成支援全国強調月間街頭啓発活動
- ・生涯学習フェスティバル
- ・暴力追放・排除・進出阻止街頭パレード

誰もが願っている「安心・安全な町、明るい社会」の実現に向け、「できる時にできる人が」のスタンスで活動を推進しています。コロナ禍でふれあい活動は休止していますが、市のボランティア活動応援補助金を活用して布マスクを作製、寄贈する等「今できる事」で、「喜ばれる喜び」を感じています。

## 再犯防止に関わる団体・機関の紹介③

### 東広島地区協力雇用主会

#### 【団体概要】

協力雇用主とは、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主の方々です。

東広島地区協力雇用主会では、18社（令和3年10月現在）が会員登録しています。

#### 【活動内容】

刑務所出所者等の再犯を防止する為には職に就き、安定した生活を送ることが肝要であることから、保護司会と協力し会員企業において経歴を理解の上で雇い入れ、再犯を防止する取組を行っています。

取組を推進するため、会員の研修会、保護司会との交流、情報交換、総会等を行っています。

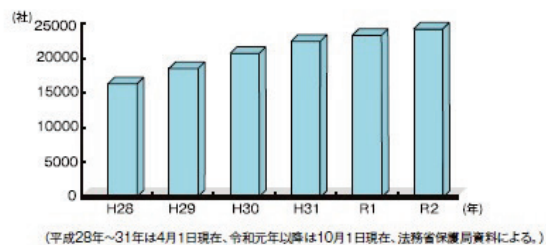
### 協力雇用主の現状

現在、全国に約24,000の協力雇用主がいらっしゃいますが、実際に犯罪や非行をした人を雇用して下さっている事業主は、そのうち約1,400にとどまっています。

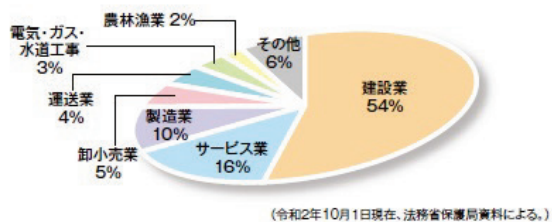
また、建設業、サービス業、製造業が全体の8割を占めるとともに、従業員規模100人未満の事業主が全体の8割を占めています。

犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰・職場定着のためには、事業主の方々との適切なマッチングが重要です。そのため、幅広い業種の事業主の方々にご登録いただきたいと思います。

#### ▶ 協力雇用主への登録は、年々増えています！



#### ▶ 様々な業種の事業主の登録をお願いしています！



【出典：「協力雇用主」募集チラシ（法務省）】

## 第2章

# 再犯防止を取り巻く状況

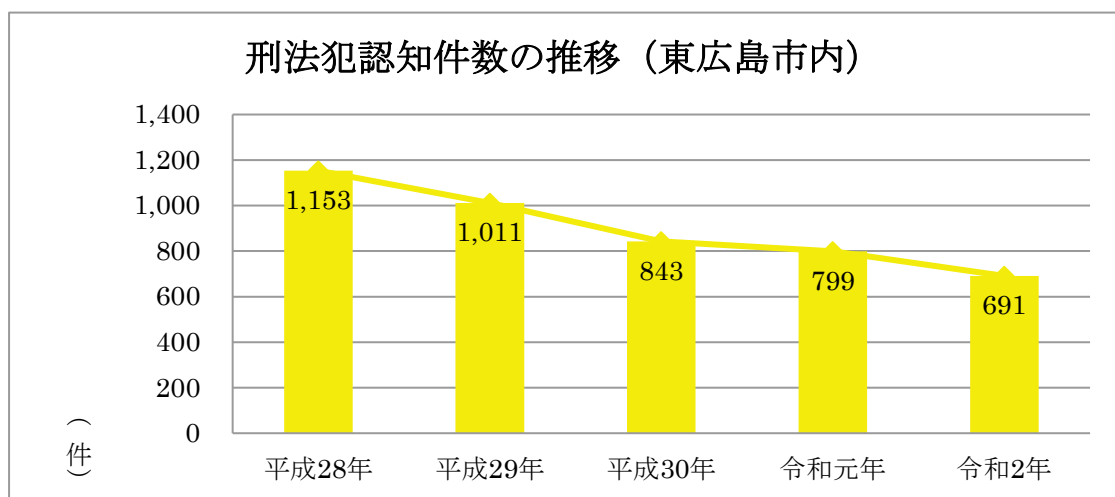
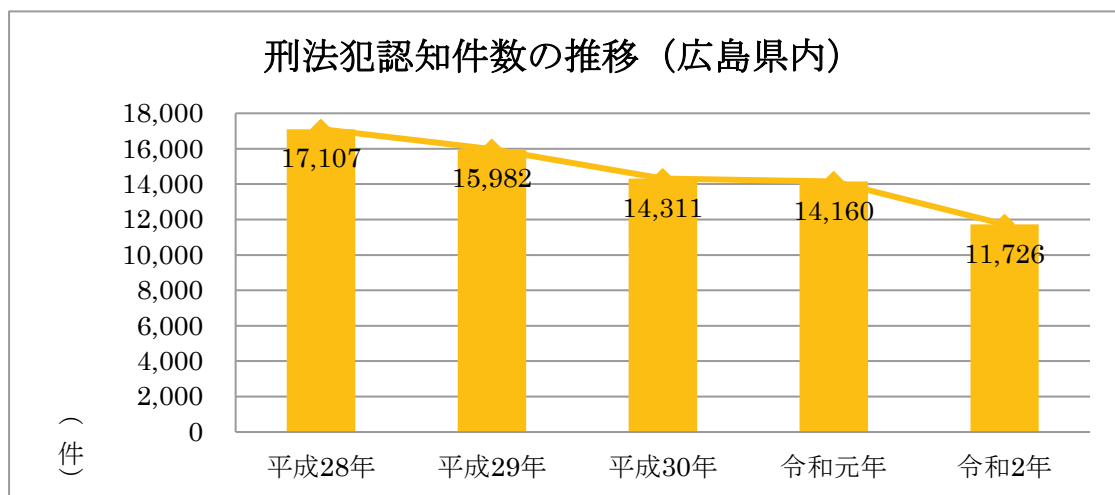
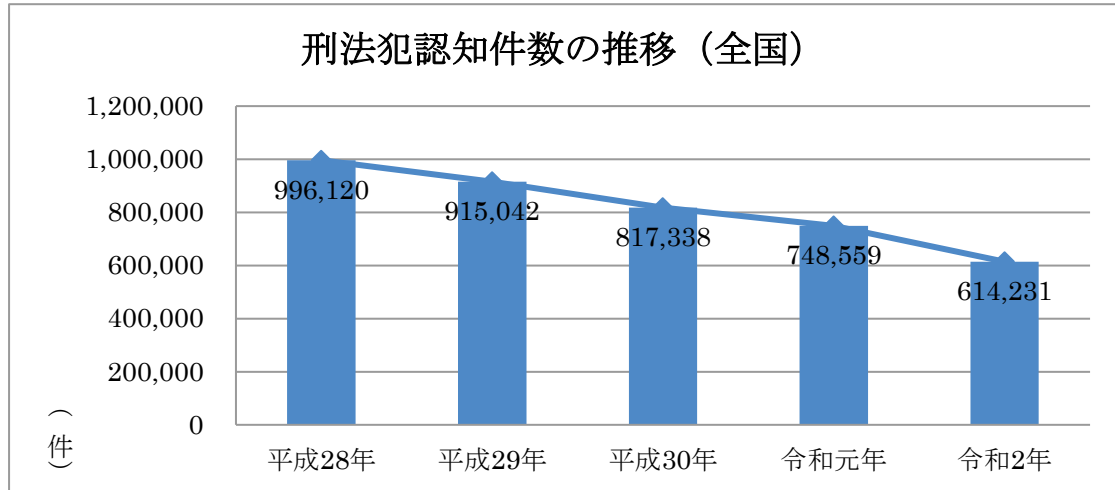
---



# 1 東広島市の現状

## (1) 犯罪発生状況

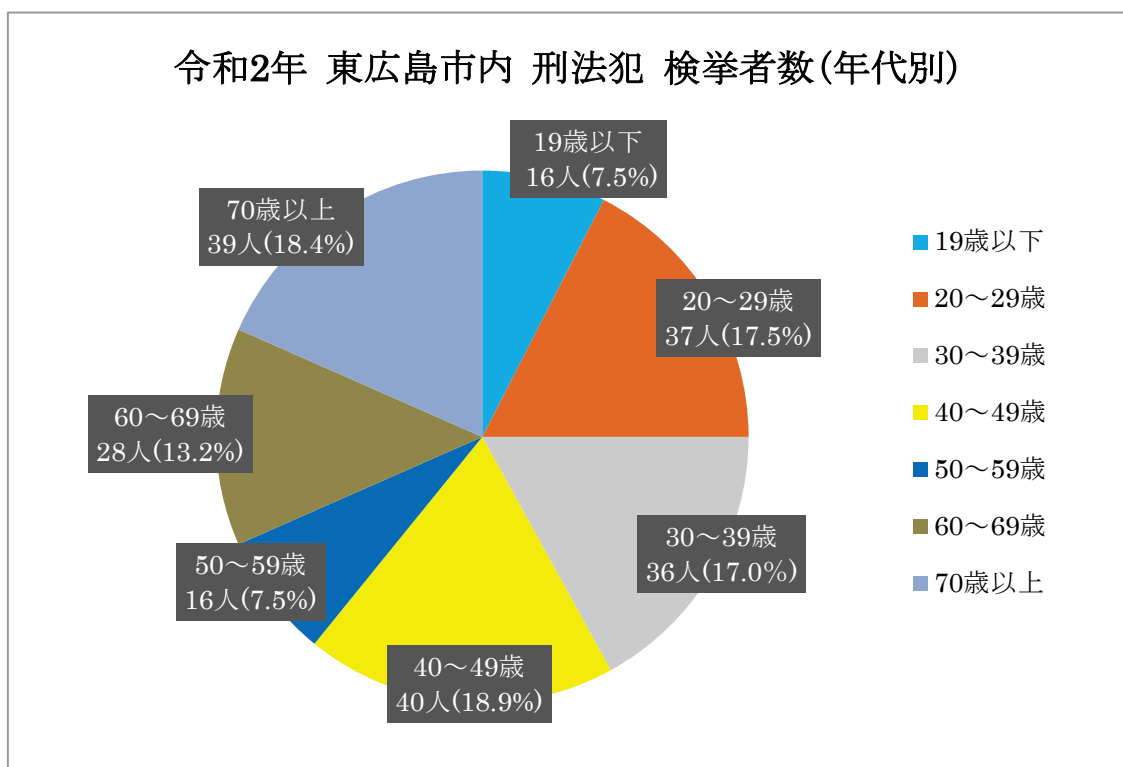
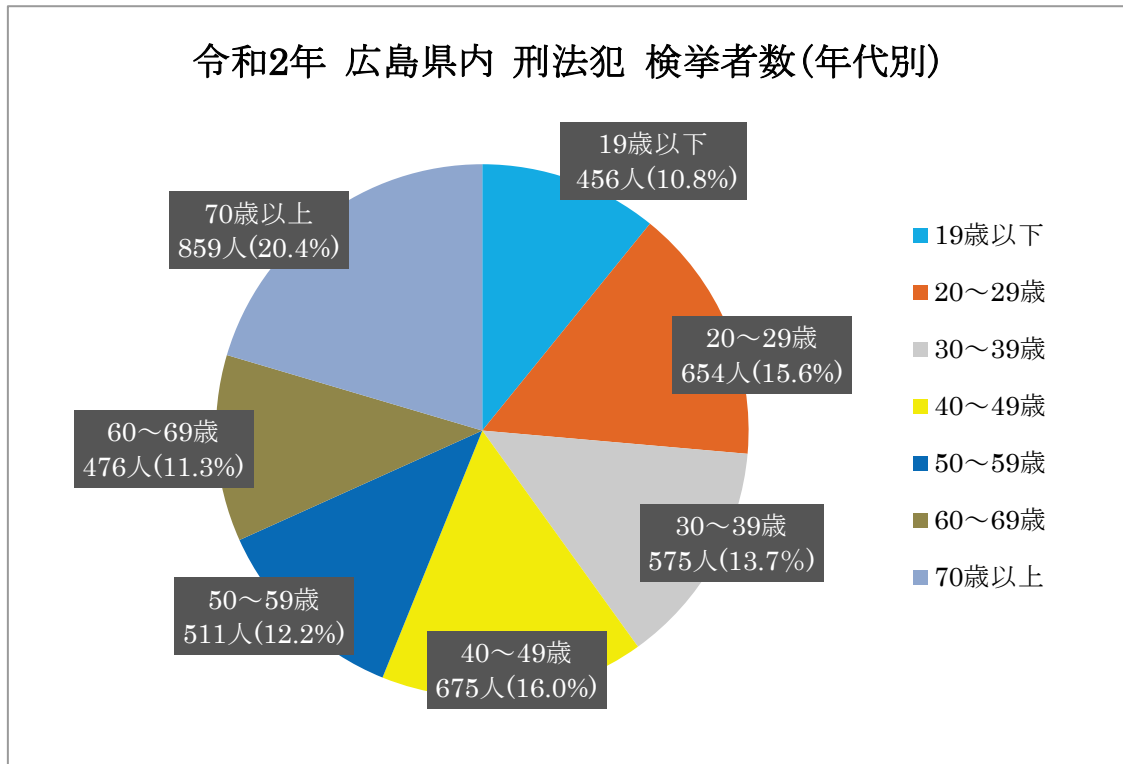
刑法犯認知件数は、過去5年間、全国・広島県・東広島市ともに年々減少しています。



【出典：広島県犯罪統計資料（平成28年～令和2年）】

【刑法犯検挙者数の年代別構成比】

東広島市の年代別の検挙者数においては、40～49歳、70歳以上の割合が高くなっています。



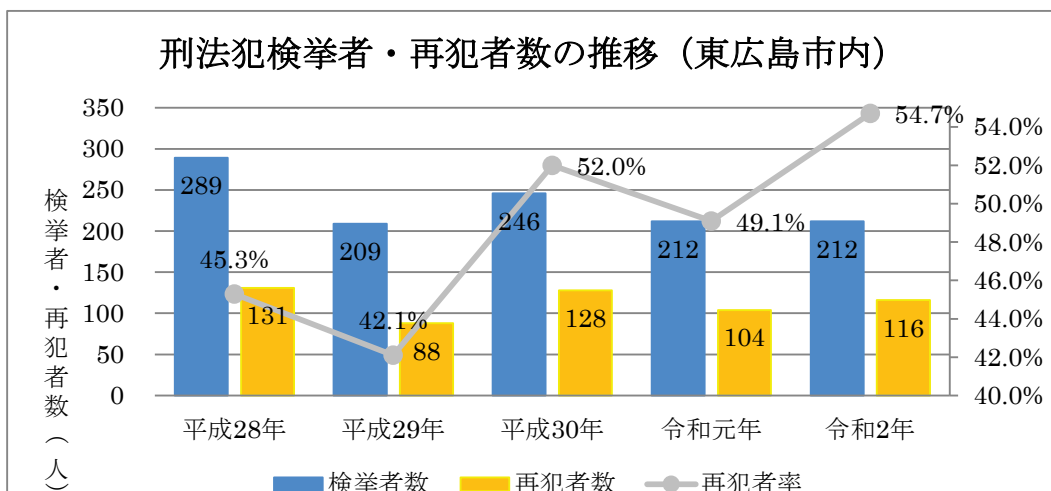
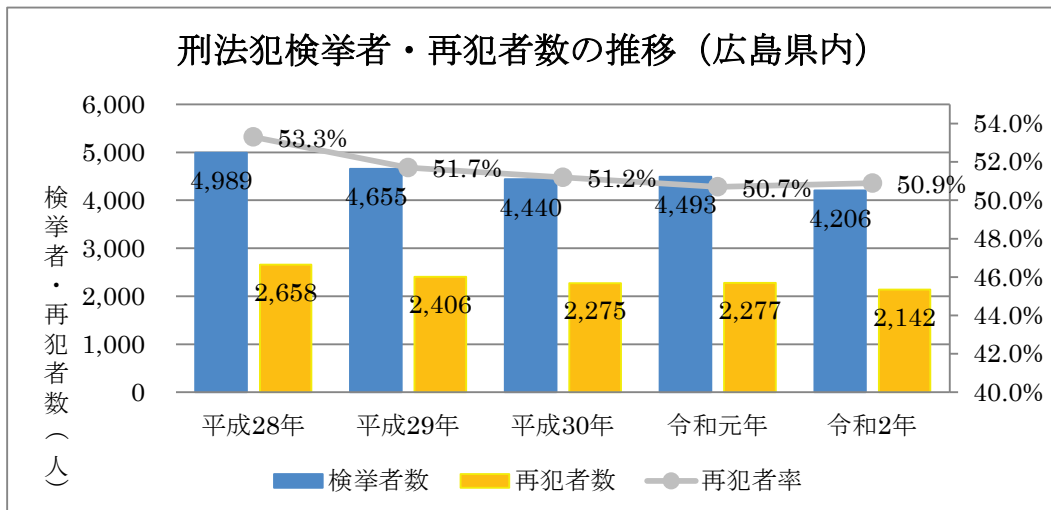
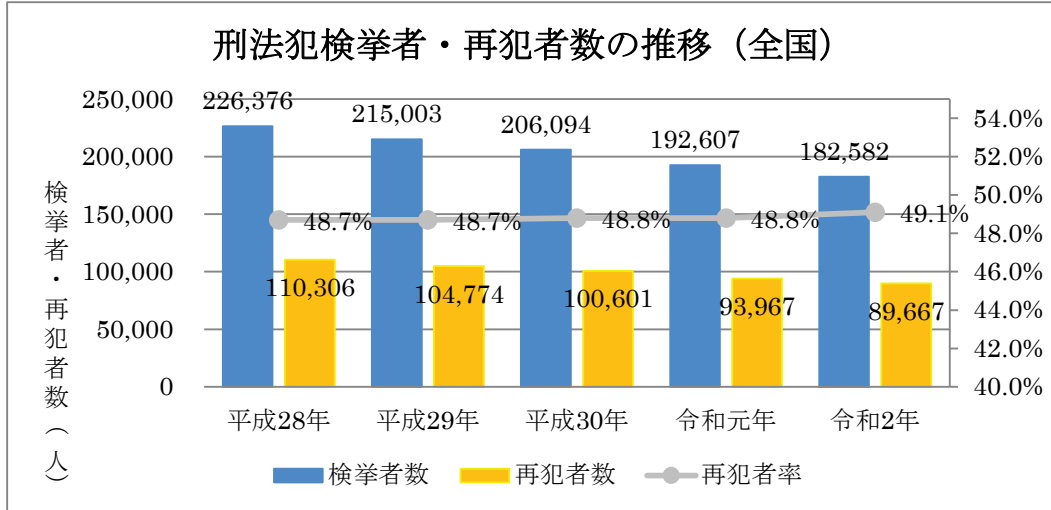
【出典：広島県犯罪統計資料（平成28年～令和2年）】



## (2) 再犯の状況

### 【刑法犯】

再犯者数は、全国及び広島県においては減少傾向ですが、東広島市は増減を繰り返しています。また、再犯者率は、令和2年において5割を超え、全国平均よりも高くなっています。



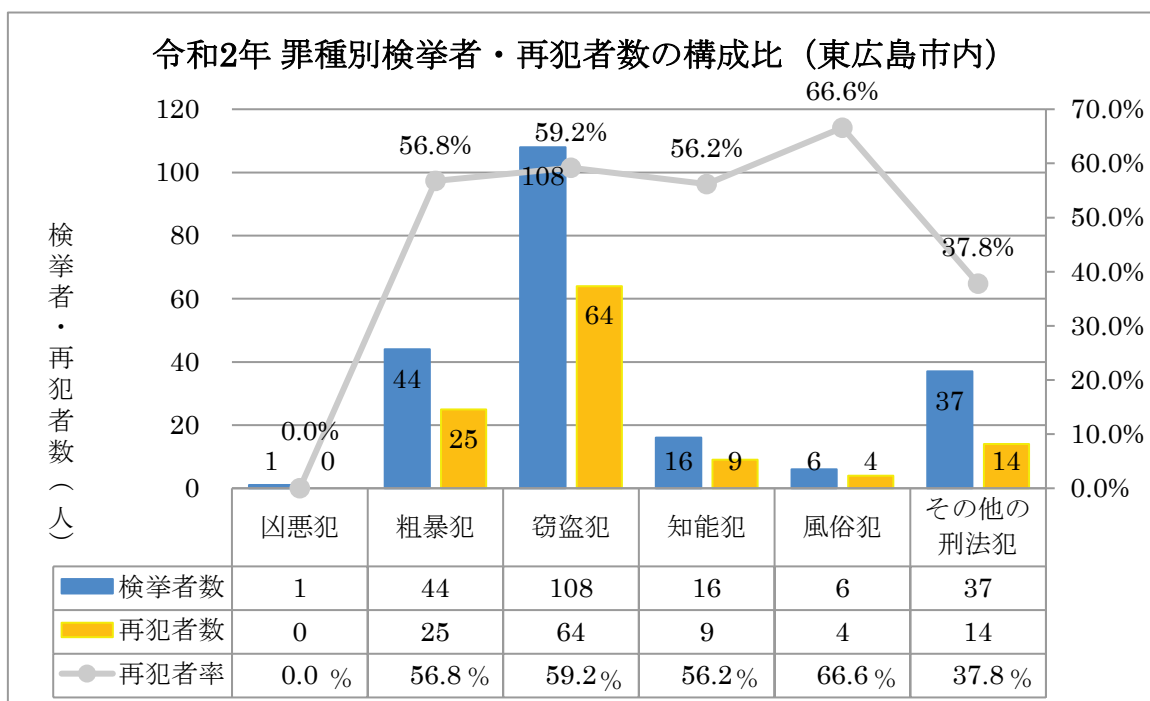
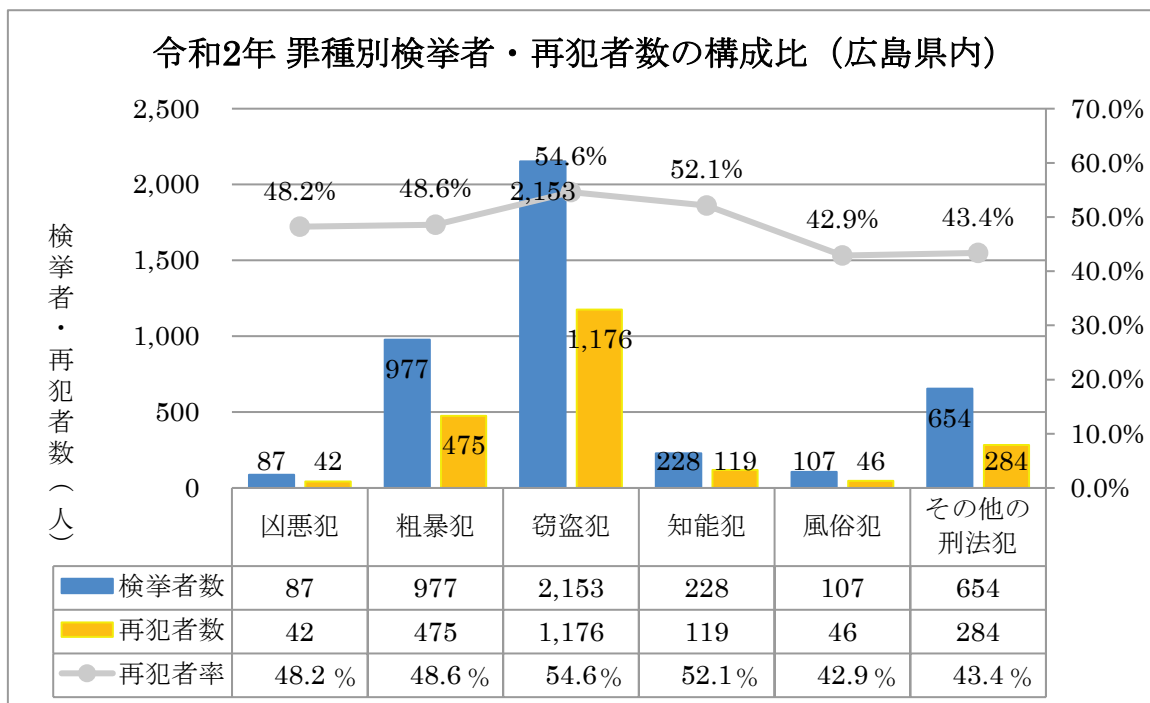
#### 《東広島市の現状》

全国的にも人口が増加している市町で再犯者率の乱高下の傾向が見られ、犯罪自体、個人の生活環境等に起因するところが大きく、これに周囲の環境や社会的要因が相まって生じていることから、その要因・原因を特定することは非常に難しいとされています。

【出典：広島県犯罪統計資料（平成28年～令和2年）】

### 【刑法犯検挙者・再犯者数の罪種別構成比】

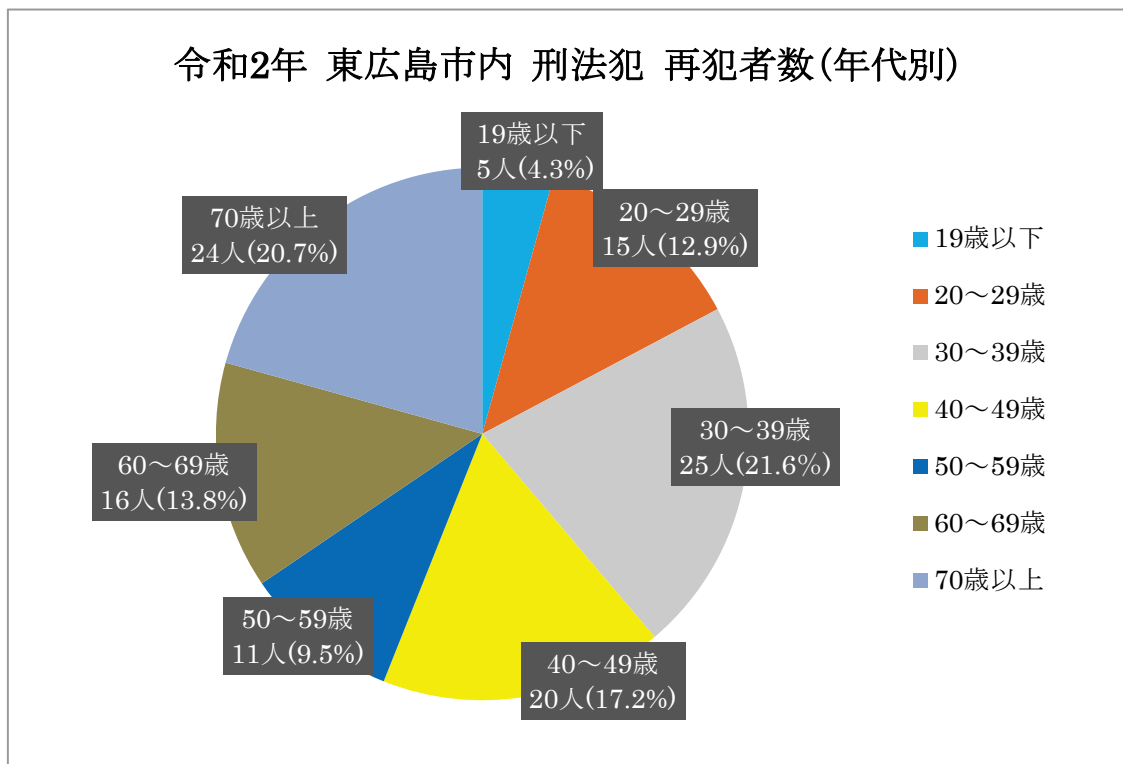
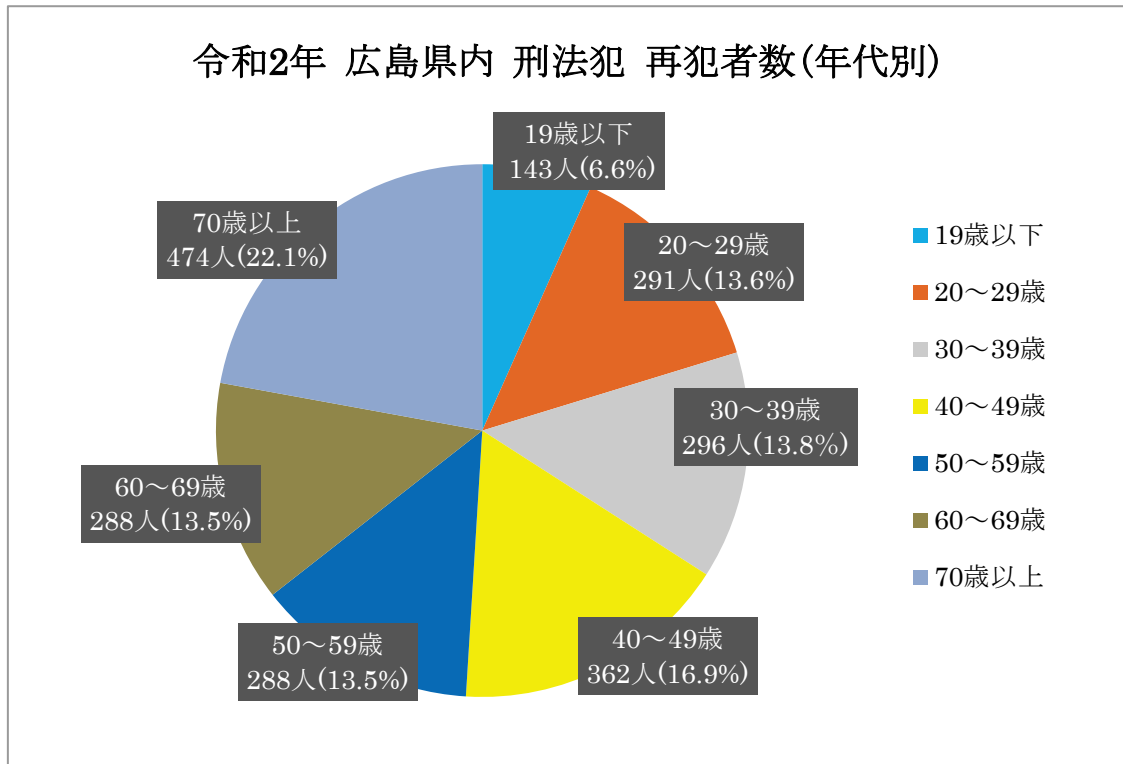
東広島市の再犯者率は、窃盗犯が広島県と同様に高いが、粗暴犯や知能犯・風俗犯も高くなっています。



【出典：広島県犯罪統計資料（平成28年～令和2年）】

【刑法犯再犯者数の年代別構成比】

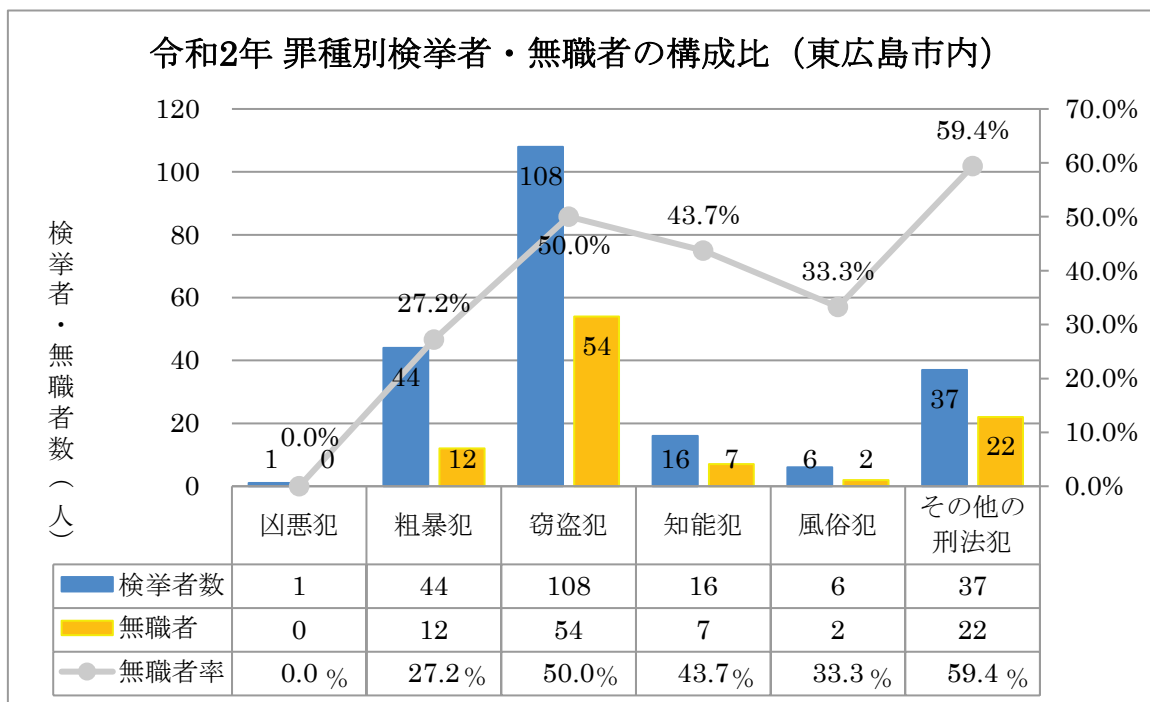
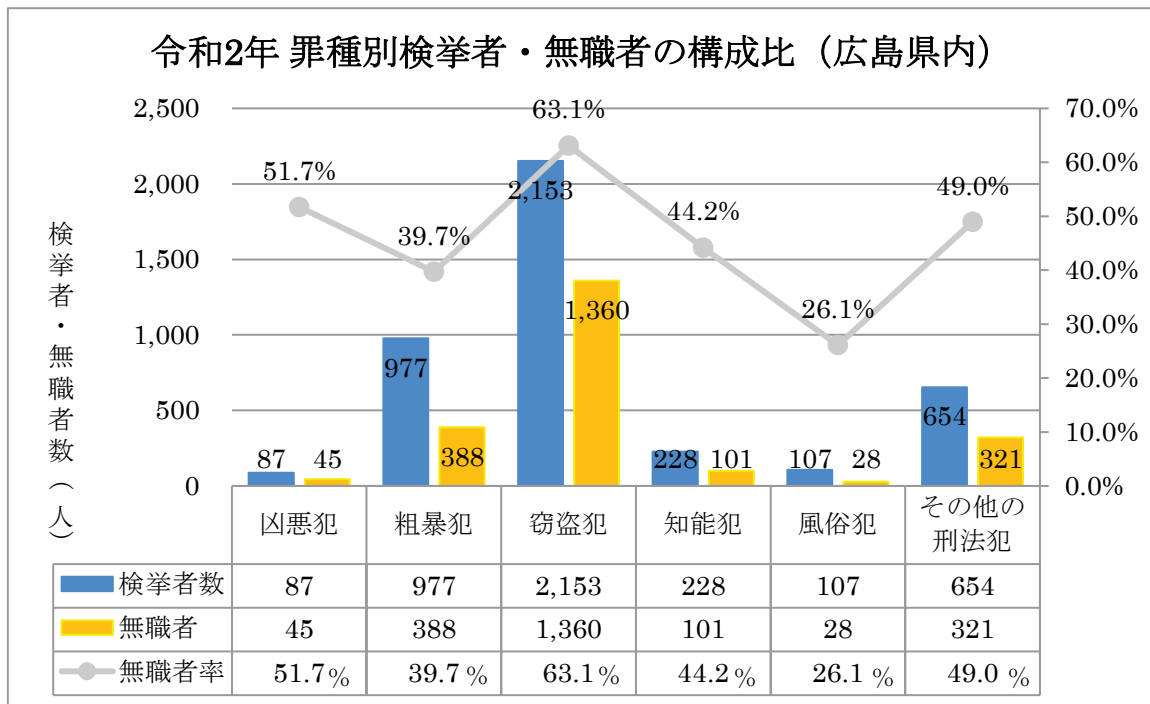
東広島市の年代別の再犯者数においては、30～39歳、70歳以上の割合が高くなっています。



【出典：広島県犯罪統計資料（平成28年～令和2年）】

【刑法犯検挙者数の罪種別無職者構成比】

東広島市の罪種別の無職者率は、窃盗犯が広島県と同様に高くなっています。

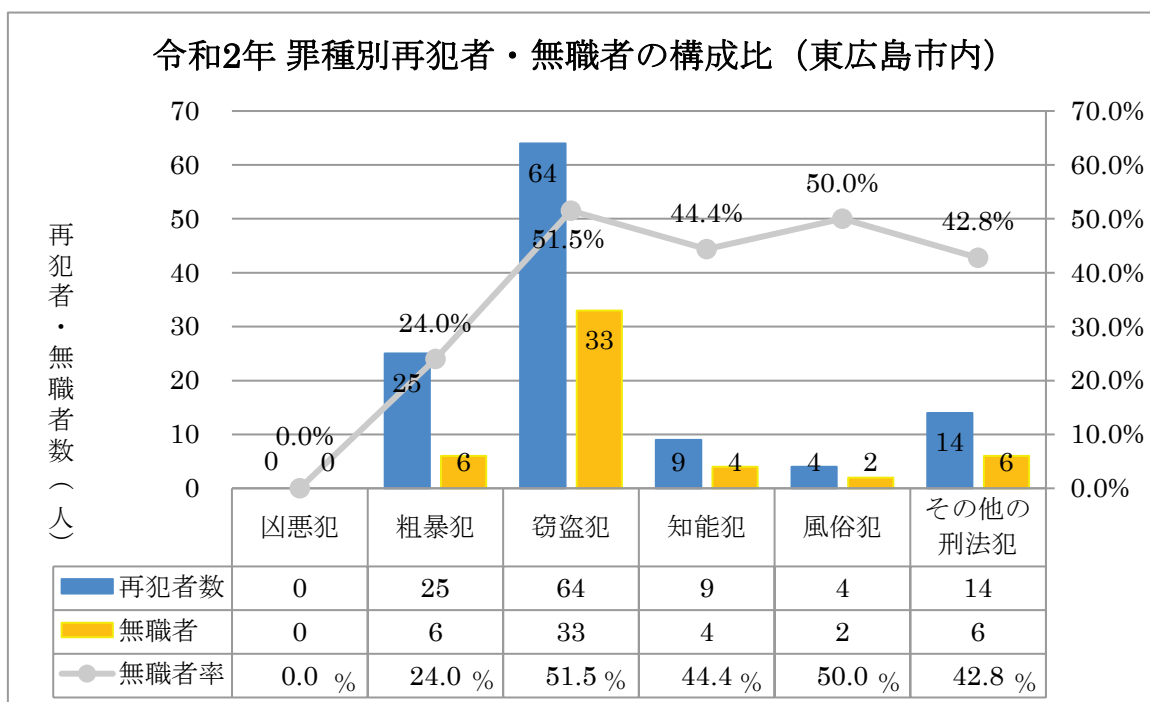
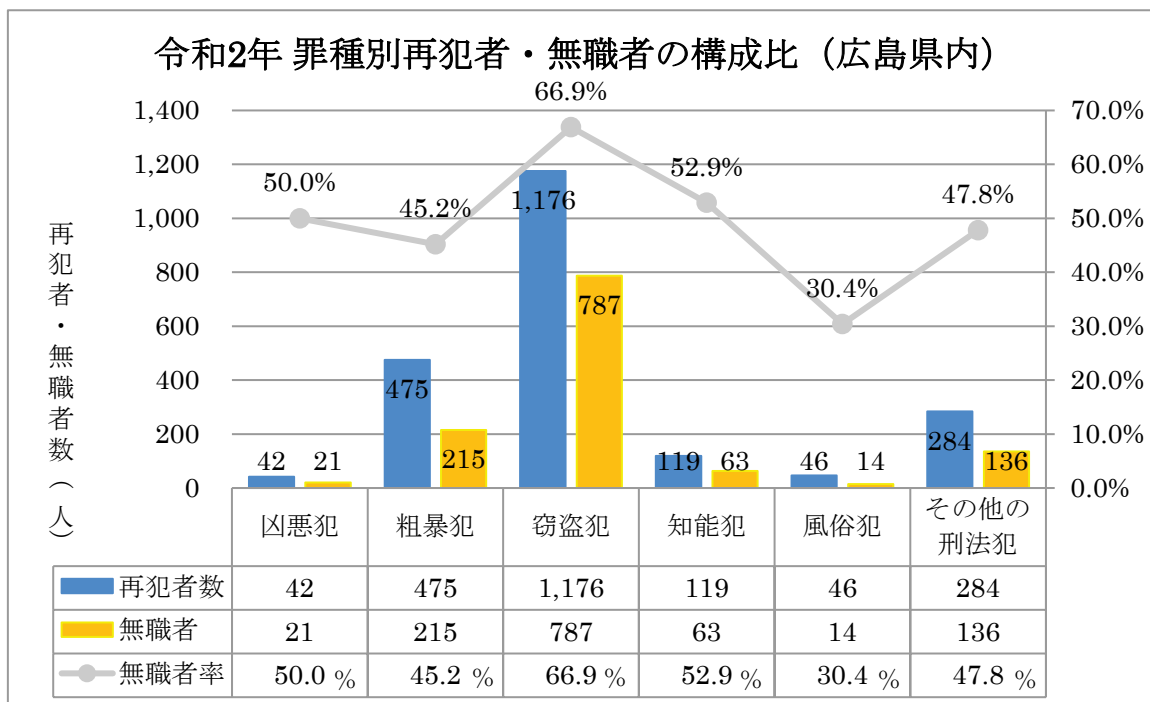


【出典：広島県犯罪統計資料（平成28年～令和2年）】

### 【刑法犯再犯者数の罪種別無職者構成比】

東広島市の罪種別の無職者率は、窃盗犯が広島県全体と同様に最も高くなっています。

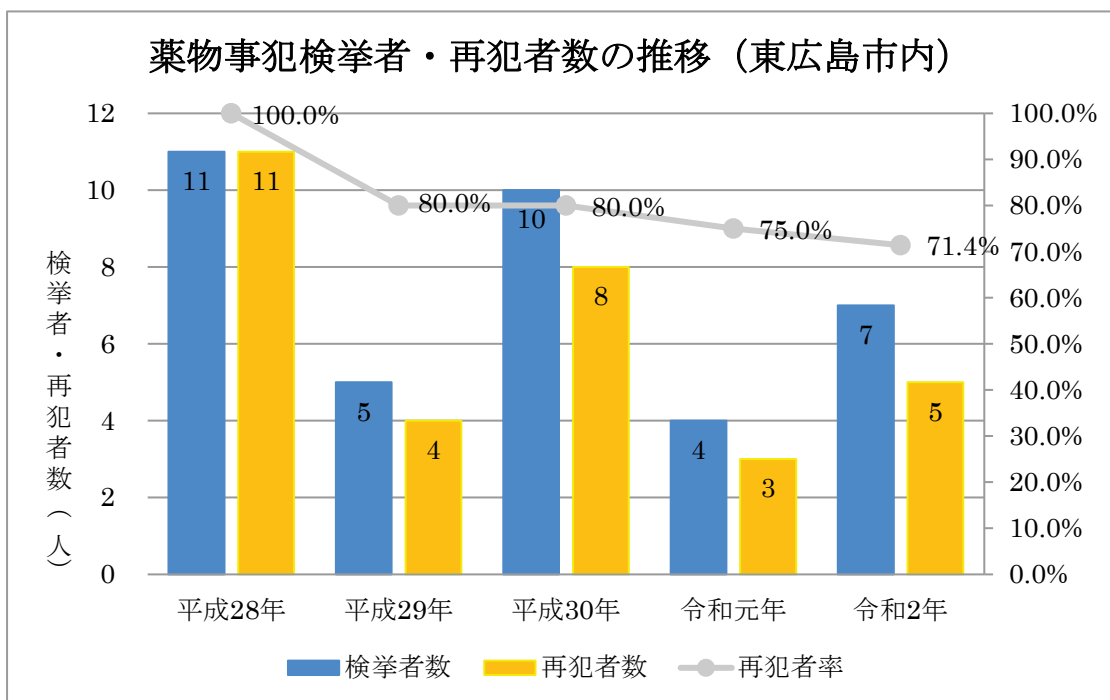
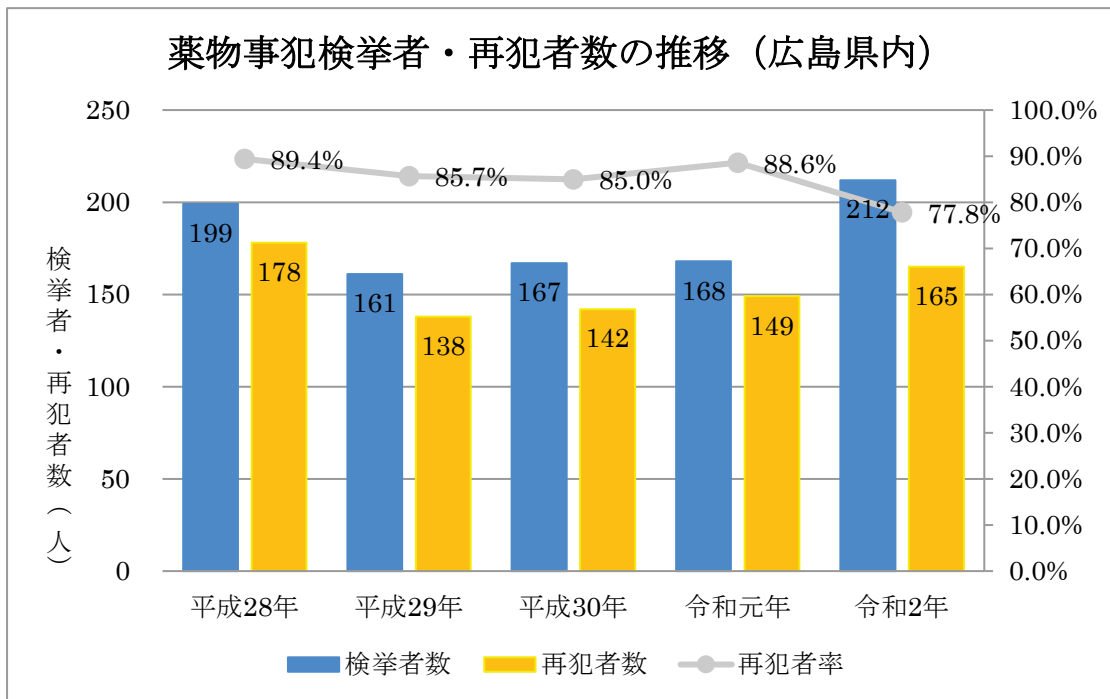
また、窃盗犯においては、東広島市は再犯者のうち51.5%が、広島県は再犯者のうち66.9%が無職者であり、無職者による犯罪が多い現状にあります。



【出典：広島県犯罪統計資料（平成28年～令和2年）】

### 【薬物事犯】

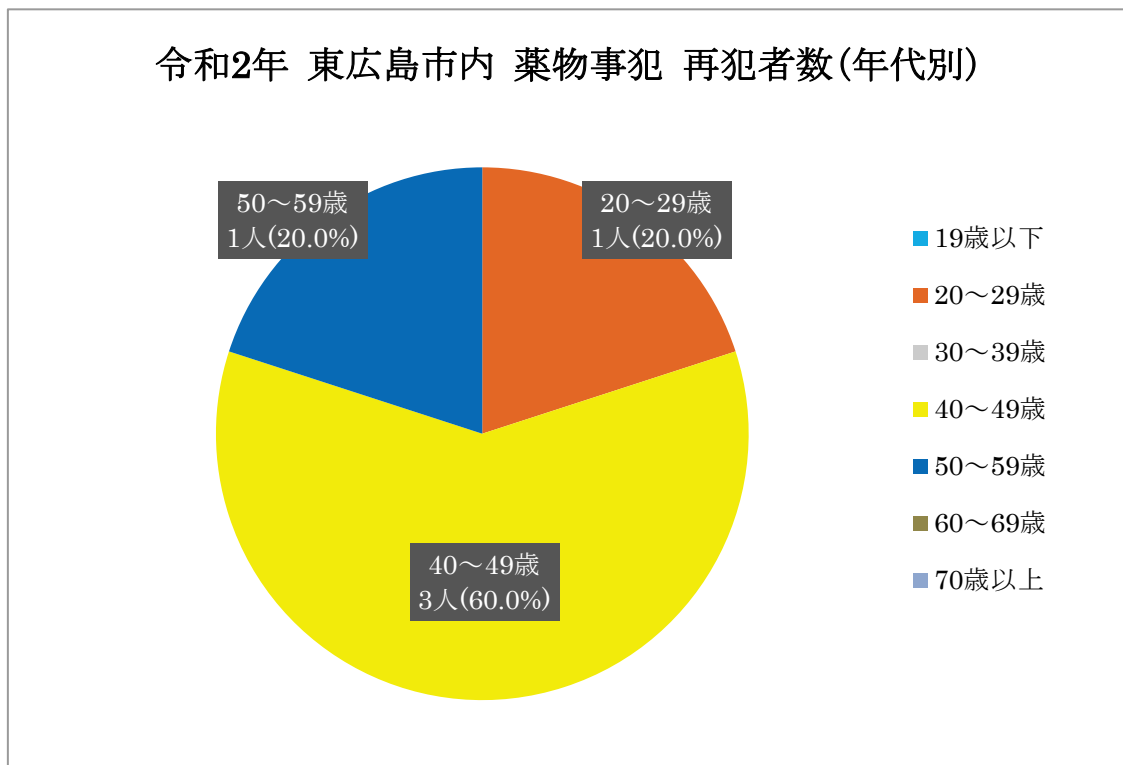
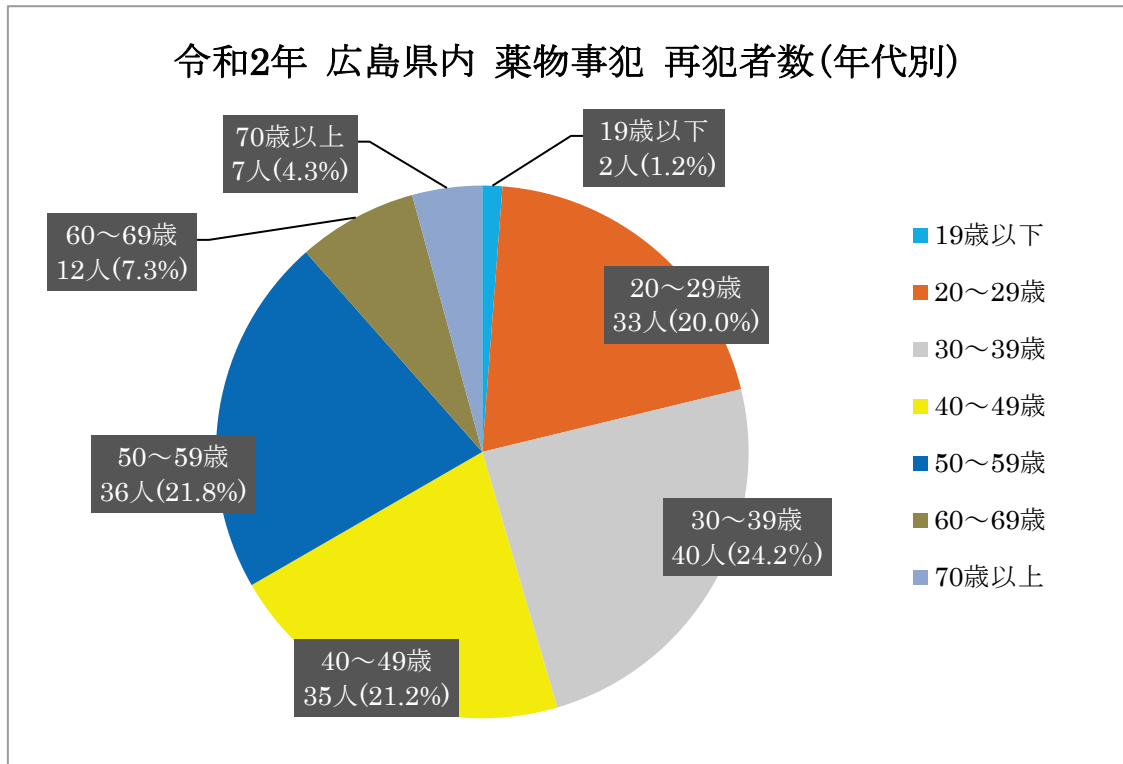
再犯者数は、広島県・東広島市ともに増減を繰り返しています。また、再犯者率は、令和2年において7割を超え、いずれも高い現状にあります。



【出典：広島県犯罪統計資料（平成28年～令和2年）】

【薬物事犯再犯者数の年代別構成比】

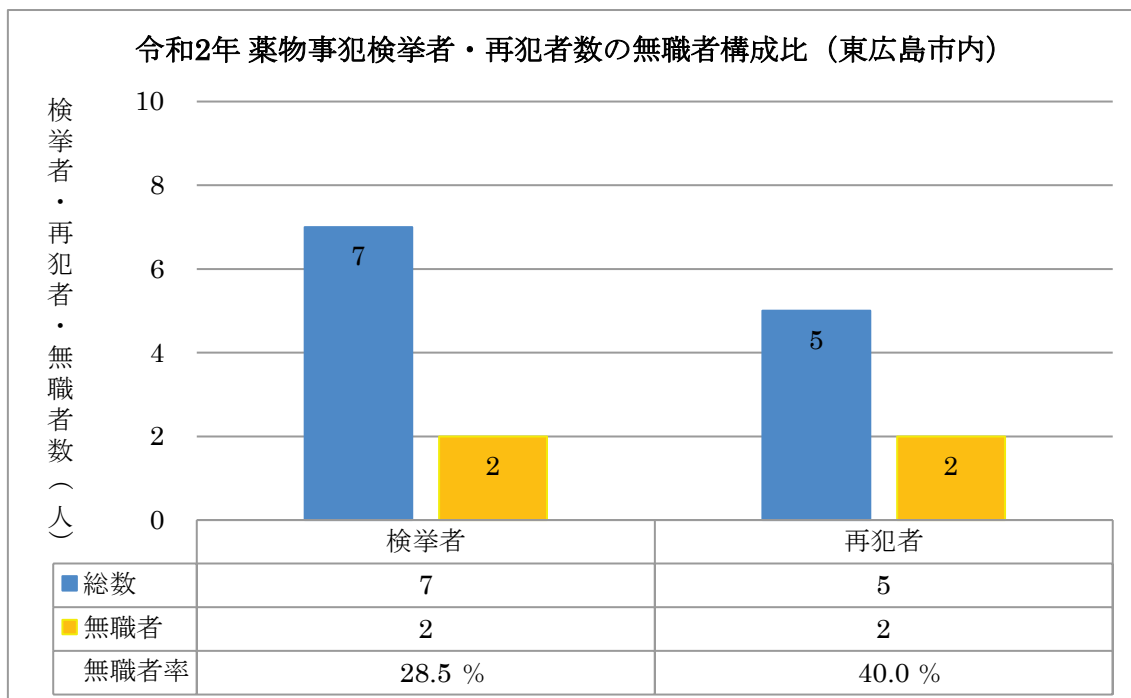
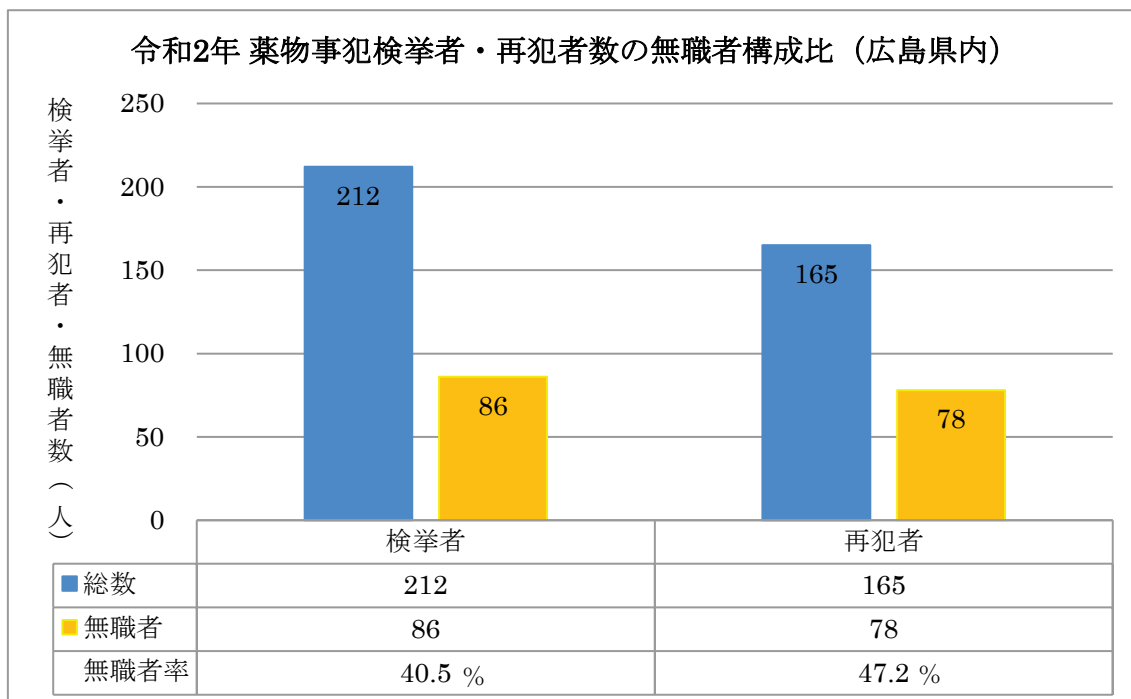
再犯者全体における20～59歳の割合が、広島県で約9割、東広島市で10割を占め、継続した支援体制が必要です。



【出典：広島県犯罪統計資料（平成28年～令和2年）】

【薬物事犯検挙者・再犯者数の無職者構成比】

広島県は再犯者のうち47.2%が、東広島市は再犯者のうち40.0%が無職者であり、無職者による犯罪が多い現状にあります。



【出典：広島県犯罪統計資料（平成28年～令和2年）】



## 2 国・広島県の動き

### (1) 国の取組

#### ○再犯防止推進計画の策定

平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」（再犯防止推進法）が公布・施行され、平成29年12月に再犯防止推進計画を策定しています。

この計画には、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、5つの基本方針を掲げ、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する7つの重点課題と解決に向けた施策を盛り込み、「世界一安全な日本」の実現を目標としています。

#### 【5つの基本方針】

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

### 【7つの重点課題】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

## (2) 広島県の取組

### ○広島県再犯防止推進計画の策定

再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく地方再犯防止推進計画として、国の再犯防止推進計画を勘案し、広島県における取組について、令和3年3月に再犯防止推進計画を策定しています。

国の計画に掲げられている5つの基本方針を踏まえ、6つの重点課題ごとに具体的な取組を記載しています。

### 【6つの重点課題】

- ① 社会の理解促進
- ② 支援基盤の強化
- ③ 住居等の確保
- ④ 保健医療・福祉サービスの利用支援等
- ⑤ 就労に向けた支援
- ⑥ 修学等の支援

## 再犯防止に関わる団体・機関の紹介④

(法務省) 広島地方検察庁「刑事政策総合支援室」

### 【団体概要】

当室は、「断らない。諦めない。投げ出さない。」をモットーに、福祉的支援が困難な案件であっても、何らかの支援につなぐよう取り組んでいます。

また、「再犯防止のための支援」ではなく、支援対象者が抱えている生き難さを解消して生きて行きやすい継続的な環境を整備することにより、結果的に再犯防止につながるという、「結果としての再犯防止」、「反射効果としての再犯防止」を念頭に、日々、入口支援に取り組んでいます。

円滑な社会復帰を促進するため、皆様の御理解・御協力をお願いします。

○平成27年 4月：被疑者・被告人の円滑な社会復帰を支援し、その再犯防止施策の推進を目的として「再犯防止対策室」を設置

○平成28年10月：児童虐待事案における関係機関連携、犯罪被害者等の保護支援を含め、検察権行使における刑事政策を総合的に推進・支援することを目的に「刑事政策総合支援室」を暫定設置

○平成29年 4月：正式設置

室員： 首席捜査官、統括捜査官等の検察事務官	5名
社会福祉アドバイザー（社会福祉士）	1名
合計	6名

### 【活動内容】

独力での社会復帰が困難で、再犯に及ぶおそれが高いと認められるが、福祉的支援により再犯を防止し円滑な社会復帰に効果があると見込まれる被疑者・被告人（高齢者、知的・精神等の障害者、病気や貧困等で生活に困難を抱えている者など）のうち、その支援を受けたいと希望した者に対し、当室員による面談を実施した上で、必要な関係機関（自治体、福祉サービスを提供する社会福祉団体、保護観察所など）との連絡・調整を行った後、支援先となる機関や施設への同行支援を実施しています。

※支援相談対応件数：平成30年度 146件  
令和 元年度 162件  
令和 2年度 164件

## 再犯防止に関わる団体・機関の紹介⑤

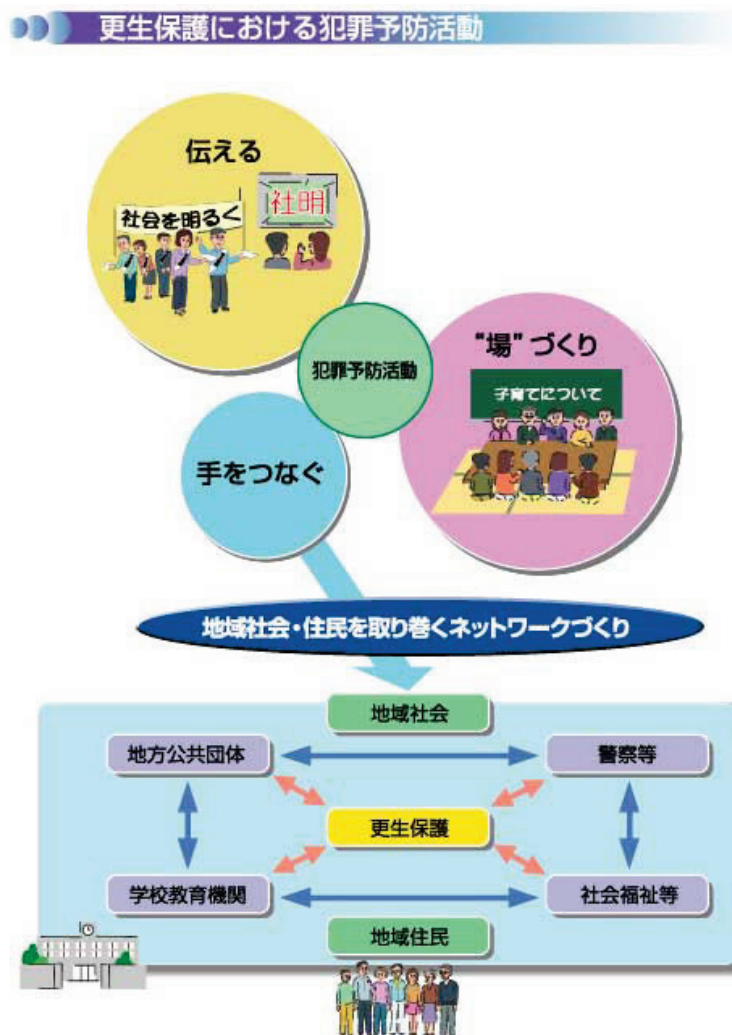
(法務省) 広島保護観察所

### 【団体概要】

広島保護観察所は、広島県内の保護司1,195人、更生保護女性会員3,167人、BBS会員72人及び協力雇用主678社の方々並びに更生保護法人3法人(「ウィズ広島」、「呉清明園」及び「広島県更生保護協会」と共に更生保護の諸活動を展開しています(数値は、令和3年4月1日現在。BBS会員は令和3年1月1日現在)。

### 【活動内容】

保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保健観察及び犯罪被害者等施策等の事務を行っています。



当庁のホームページも参照ください。

[https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo\\_k\\_hiroshima\\_hiroshima.html](https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_hiroshima_hiroshima.html)

## 再犯防止に関わる団体・機関の紹介⑥

(法務省) 広島矯正管区



### 【団体概要】

広島矯正管区は、法務省矯正局の事務を分担して受け持つ、いわゆる地方支分部局として、中国地方（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県）に所在する矯正施設（刑務所、拘留所、少年院及び少年鑑別所）を管轄し、これら施設の適正な管理運営を図るための指導・監督を行っています。

更生支援企画課は、中国地方の地方公共団体・関係機関・民間団体が行う更生支援・再犯防止の取組に協力し、連携を強化するために設置された部署です。

### 【活動内容】

更生支援企画課では、主に地方再犯防止推進計画の策定に向けた協力や再犯防止に資する統計データの提供などの再犯防止に関する業務、自治体等で開催する研修・会議や市民向け講座などへの職員派遣及び矯正施設の見学の調整等に関する業務、地域と矯正施設が連携した取組の紹介や調整に関する業務等を行っています。

再犯防止の推進に当たって、ご不明な点等ございましたらお気軽にお問い合わせください。

下記において矯正施設に関する情報を発信していますので、是非、ご覧ください。

「広島矯正管区フロントページ」

[https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08\\_00004](https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00004)



「矯正局ツイッター」

法務省矯正局公式アカウント (@MOJ\_KYOUSEI)



矯正施設と自治体等の連携事例をまとめた「矯正施設と自治体等が連携した取組事例集」が、法務省ホームページで公開されています。こちらも、あわせてご覧ください。

<https://www.moj.go.jp/content/001337711.pdf>



## 第3章

# 将来ビジョンと計画の 基本的な考え方

---





# 1 基本理念

犯罪をした者等に対し、関係機関が必要な支援を行うことで、再犯を未然に防ぎ社会での更生をサポートするとともに、社会とのつながりの中ですべての市民が人生を輝かせることができる地域共生社会の実現を目指します。

『地域共生の 夢を育むやさしい未来都市 ひがしひろしま』

# 2 基本方針

再犯の防止等の取組は、犯罪被害者等の存在を十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が犯罪被害者等の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することが重要であるとの認識のもと、国及び県と適切な役割分担をした上で連携し、推進していく必要があります。

そのため、東広島市では市民に身近な行政機関として犯罪をした者等を含め、市民が安心して健やかに暮らせるよう、次のとおり基本方針を設定します。

## (1) 関係機関とのネットワーク形成

犯罪をした者等が地域で生活していくために、国や司法関係者、民間の団体など多くの機関や団体関わっています。関係機関が相互に連携することが重要となることから、緊密な連携協力体制を築いていきます。

## (2) 切れ目ない支援の実施

犯罪をした者等が刑事司法手続きの状況によっては、地域社会に復帰するまでに長い時間かかる場合があります。その間も必要な支援を切れ目なく実施することにより、再犯の防止につなげます。

## (3) 各種サービス等による支援

再犯防止施策は、就労・住居の確保、福祉サービスによる支援等多岐にわたっています。再犯防止という視点で各施策を連携させ総合的な支援を行うことにより、犯罪をした者等が円滑に地域社会に復帰できるようにします。

## (4) 更生に対する市民意識・理解の醸成

犯罪をした者等が地域社会の一員として生活していくためには、市民の理解や協力が必要です。広報媒体をはじめ、各種啓発イベントや活動、市民運動等を通じて、広く市民へ更生に対する理解・意識の醸成を図ります。

### 3 重点施策

基本方針を踏まえ、次の重点施策に取り組みます。

#### (1) 再犯防止に向けた支援体制の整備

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉的支援の促進
- ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援
- ④ 民間協力者等の活動の促進

#### (2) 犯罪ゼロに向けた地域社会の構築

- ① 安全で安心なまちづくり
- ② 豊かな心の育み

#### (3) 連携体制及び広報・啓発活動の推進

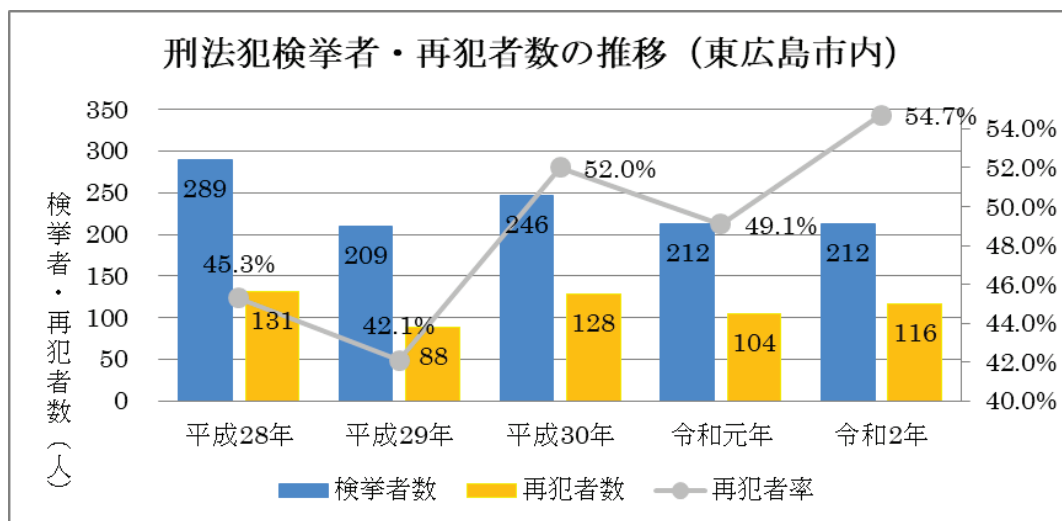
- ① 国等の関係機関・団体との連携強化
- ② 広報・啓発活動の推進

### 4 成果指標

再犯者を減らし、市民の安全・安心を確保するための指標として、東広島市内における再犯者率の減少を目指します。

令和2（2020）年 54.7%

令和6（2024）年 全国平均以下（参考数値：令和2年 49.1%）



(参考) 成果指標を補足する数値（広島県警統計データをもとに作成）

東広島市内における再犯者数 令和2（2020）年 116人

令和6（2024）年 100人以下

## 再犯防止に関わる団体・機関の紹介⑦

(法務省) 広島刑務所



### 【団体概要】

広島刑務所は、男子懲役受刑者を収容し処遇する刑事施設です。中国地方に所在する刑事施設の中でも、当所では、主に執行刑期が10年未満で犯罪傾向の進んだ男子懲役受刑者を収容しています。

### 【活動内容】

再犯防止のため、個々の能力・特性に応じ、各種教育プログラムや刑務作業、職業訓練を行っています。また、釈放後、円滑に社会生活へ移行できるよう、保護観察所やハローワーク等様々な機関と協力し、社会復帰に向けた調整や支援（就労支援、福祉的支援）を行っています。

当所は広島市に所在する施設ですが、受刑者の帰住先は広島市内外の多方面にわたっており、各地域の皆様と連携協力しながら、円滑な社会復帰につなげています。今後も引き続きご協力をお願いいたします。



広島刑務所では、地域社会との融和を目指し、カープ球団等地域とコラボした各種製品や、伝統的な畳の縁を利用したアイデア製品等を開発・製作しています。また、地域貢献として、令和2年度に医療用アイソレーションガウンを縫製し広島県に寄贈したほか、地元自主防災会連合会・広島市との三者協定に基づき、令和3年の大雨災害時には武道場を自主避難場所として開放し、地域住民の方を受け入れました。



カープ球団とのコラボ製品



畳の縁を利用した製品

## 再犯防止に関わる団体・機関の紹介⑧

(法務省) 広島少年院



広島少年院 外観

### 【団体概要】

広島少年院は、東広島市八本松町原にある法務省が設置する矯正施設で、主に中国地方の家庭裁判所において少年院送致の決定を受けた男子少年に対し、改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを目的とした指導及び支援を行う施設です。

### 【活動内容】

当院では、矯正教育として、非行に関わる意識、態度及び行動面の問題を改善することを目的とした生活指導や就業に必要な専門的知識及び技能の習得を目的とした職業指導などを行うほか、社会復帰支援として、出院後の就労先の確保に向けた就労支援や出院後の進学、復学に向けた修学支援など健全な社会生活を営むために必要な支援を保護観察所などの関係機関と協力・連携して実施しています。

## 再犯防止に関わる団体・機関の紹介⑨

(法務省) 貴船原少女苑



貴船原少女苑 外観

### 【団体概要】

貴船原少女苑は、東広島市八本松町原にある法務省所管の矯正施設の一つであり、広島少年院の分院として運営されており、おおむね12歳から20歳までの女子少年を収容しています。

収容している子どもたちは、中国地方の5県に加えて、関西、四国、九州地方の家庭裁判所において少年院送致の決定を受けて入院してきています。

### 【活動内容】

基本的な生活習慣を身に付けること、これまでの非行や望ましくない自身の行いを振り返ること、周囲の人とのかかわり方について他の在院生と生活を共にする中で試行錯誤しながら改善方法を見つけていくこと、1年後、3年後、10年後というように具体的な将来設計や希望をじっくり考えること、家族や友人との関係について見つめ直したり今後のかかわり方を話し合ったりすることなど、様々なことに取り組み、少しずつ成長しています。

子どもたちは、当苑での生活を通して、自分自身のことを見つめ直すとともに、健全な人間関係について考えながら、円滑な社会復帰に向けて準備をしています。

また、それぞれ社会へ戻り、円滑で健全な生活をスタートできるよう、保護観察所等の関係機関と連携して社会復帰支援にも取り組んでいます。

## 【地域社会とのつながり】

「ひろきふサポーター～なんでも鯉～」



令和3年2月26日、広島少年院と貴船原少女苑との合同で、東広島市社会福祉協議会のボランティア団体「ひろきふサポーター～なんでも鯉～」として登録し、地域の困りごとを解消するためのお手伝いを始めました。この取組は、地域の困りごとの具体的な解決に向けて在院者が主体的に考え、行動し、地域の皆様のお役に立つとともに、在院者自身も自己有用感を高めて、再非行防止につなげることを目的としています。

ボランティア団体登録以降、広島少年院と貴船原少女苑の職員も在院者とともに参加し、近隣小学校での清掃活動や地域の方の敷地の環境整備のほか、豪雨災害で被災された方々の敷地内の土砂除去など、令和3年は計9回実施しました。

今後もこの取組を通じて、地域のためにできることに取り組んでいくとともに、広島少年院と貴船原少女苑の教育活動等について御理解いただき、少年院の目的である在院者の改善更生及び円滑な社会復帰に向けた取組を進めます。

「ひろきふサポーター～なんでも鯉～」ボランティア団体登録認定式



ボランティアの活動風景





## 第4章 施策の展開

---





# 1 再犯防止に向けた支援体制の整備

犯罪をした者等が、立ち直り、自立した生活を送るため、就労・住居の確保や適切な保健医療・福祉サービス等の支援などを行うことで、再犯を防ぎます。

## (1) 就労・住居の確保

### 【現状】

- 刑が確定し刑務所等に再び入所した者のうち、約7割が仕事に就かない状態で再犯をしています。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍となっており、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかとなっています。(全国レベル【出典：平成28年版犯罪白書】)
- 罪種別の再犯者数では、広島県内・東広島市内ともに、窃盗犯が全刑法犯再犯者の約半数を占め、最も多いです。  
また、窃盗犯においては、広島県内は再犯者のうち66.9%が、東広島市内は再犯者のうち51.5%が無職者であり、無職者による犯罪が多い現状です。

### 【課題】

- 矯正施設や更生保護施設を出た後に、就労先や帰住先がないことが再犯リスクを高める要因となっているため、犯罪をした者等が、社会で自立した生活を送るには、就労・住居の確保に向けた取組が必要です。

### 【具体的な取組み】

#### ア 就労の確保等

犯罪をした者等にも利用可能な既存の各種施策・制度を活用し、地域の関係機関・民間団体・民間協力者との連携による支援を受けられるようにするとともに、犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上に向けた施策を検討するなど、就労の確保に向けた施策を実施します。

①就労支援	生活困窮者自立支援制度により、就職したいが就労に結びつかない者を対象とした「キャリア相談」・「ジョブトレーニング」「求人開拓」等の支援を通じて、就労支援を行います。 また、生活保護受給者等就労体験・職業訓練事業により、就労体験が少ない者、離職期間が長い者等に対し、就労体験・職業訓練等を行うことにより、就労意欲及び就労能力を高めます。 【具体例】 ○ 東広島市生活支援センター(東広島市社会福祉協議会への委託により実施)において、専門の支援員が相談に応じ、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、必要な関係機
-------	---

	<p>関と連携し支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広島西条公共職業安定所や東広島地区協力雇用主会と連携し、国の支援制度（就労奨励金制度）を周知すること等により、犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓を進めていきます。</li> <li>○ 個別の状況に応じて総合相談窓口「ひがしひろしまHOT けんステーション」で相談支援を行います。</li> </ul>
②社会参加 促進	<p>障害者の生活の向上及び就労機会の拡大を目指すため、就労・生活の支援を一体的に提供する仕組みを構築し、障害者の自立と社会参加の促進を図ります。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東広島市子育て・障害総合支援センター（はあとふる）と連携し、福祉サービスの利用援助（情報提供と相談）、社会資源を活用するための支援（社会参加の支援）、社会生活力を高めるための支援（就労の支援）等を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行います。</li> </ul>
③連携強化	<p>円滑に各種行政サービスを受けることができるよう、各種機関との連携強化を図ります。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再犯防止推進会議を通じて、東広島地区保護司会や東広島地区更生保護女性会、東広島地区協力雇用主会などの民間協力者、広島刑務所や広島少年院などの公的機関（矯正施設等）との情報共有を行い、連携強化を図ります。</li> </ul>

## イ 住居の確保等

犯罪をした者等にも利用可能な既存の各種施策・制度を活用して支援を実施します。

また、支援を必要とする者が、円滑に各種行政サービスを受けることができるよう、制度の周知を図るとともに地域の関係機関・民間団体・民間協力者と連携して取り組んでいくなど、住居の確保に向けた施策を実施します。

①住宅支援	<p>住まい探しに困っている低所得者・高齢者・障害者・子どもを育成する家庭・矯正施設出所者などに対し、入居を支援します。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「広島県あんしん賃貸支援事業」を活用し、地域社会の中で自立した日常生活を営むことができるよう、入居の支援を行います。</li> </ul>
-------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 離職または自営業の廃止、休業等により収入が減少し、住宅を喪失した方または喪失するおそれのある方に対し、「住居確保給付金」を支給し、住居と就労機会の確保に向けた支援を行います。</li> <li>○ 一定期間内に限り、宿泊場所の供与を行うなど、生活困窮者に対する支援を行います。</li> <li>○ 東広島市生活支援センターにおいて、個別の状況に応じた相談支援を行います。</li> </ul>
②連携強化 (再掲)	<p>円滑に各種行政サービスを受けることができるよう、各種機関との連携強化を図ります。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再犯防止推進会議を通じて、東広島地区保護司会や東広島地区更生保護女性会、東広島地区協力雇用主会などの民間協力者、広島刑務所や広島少年院などの公的機関（矯正施設等）との情報共有を行い、連携強化を図ります。</li> </ul>

## (2) 保健医療・福祉的支援の促進

### 【現状】

- 犯罪をした高齢者(65歳以上の者)が、出所後2年以内に刑務所等に再入所する割合は全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所等に入所した高齢者のうち、約4割の者が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。

また、知的障害のある者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。(全国レベル【出典：平成28年版犯罪白書】)

- 東広島市においては、全刑法犯再犯者のうち、窃盗犯再犯者の占める割合は約55%を超えており、約34%が70歳以上の高齢者による犯罪です。

また、窃盗犯再犯者においては、他罪種と比べ、著しく女性の割合が多くなっており、法務省調査によれば、高齢女性が犯行に至った背景事情として、「近親者の病気・死去」、「家族と疎遠・身寄りなし」に該当する者の比率が高くなっています。(全国レベル【出典：平成26年版犯罪白書】)

### 【課題】

- 犯罪をした者等のうち、高齢者・障害者・生活困窮者・薬物依存者等が、適切かつ円滑に保健医療・福祉的支援を受けることができるような仕組みづくりが必要です。

## 【具体的な取組】

犯罪をした者等のうち、高齢者・障害者・生活困窮者・薬物依存者が、適切かつ円滑に保健医療・福祉的支援を受けることができるよう、また、地域で安心して生活が送れるよう地域の関係機関・民間団体・民間協力者と連携して立ち直りに必要な支援を行います。

<p>①相談窓口強化</p>	<p>高齢者や子育て世帯・障害者やその家族の地域の身近な相談窓口として、介護・福祉・健康・医療など様々な面から総合的に支えます。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者等の犯罪をした者等が、矯正施設退所後に地域の中で自立した生活を営むことができるよう、広島県地域生活定着支援センターと連携し、福祉サービスの利用等を支援します。</li> <li>○ 地域包括支援センターにおいて、専門職員(社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員など)が高齢者の生活全般に関することや高齢者福祉サービスなどの相談支援を行います。</li> <li>○ 東広島市子育て・障害総合支援センター(はあとふる)において、障害者やその家族からの相談、障害者虐待の相談など、精神・知的・身体等の枠を超えた障害者の総合的な相談支援を行います。</li> <li>○ 複雑・複合化した課題を持つ世帯の人が、地域で安心して暮らしていけるよう、日常生活圏域ごとの福祉専門職(高齢・障害・子ども等の分野)のネットワークを構築し、分野を超えた支援ができるよう連携を強化していきます。</li> </ul>
<p>②地域活動支援</p>	<p>高齢者や子育て世帯・障害者が地域で気軽に集まれる交流の場・仲間づくりの場の活動を紹介するとともに、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方が地域で安心して生活が送れるよう支援します。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 居住地の近くにある地域サロンや通いの場、地域子育て支援センター等を紹介し、地域とのつながりづくりを支援します。</li> <li>○ 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活が送れるよう、東広島市社会福祉協議会が実施する法人後見事業(成年後見制度)や、福祉サービス利用援助事業「かけはし」により支援を行います。</li> </ul>
<p>③支援制度利用促進</p>	<p>生活困窮者自立支援制度により、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者への早期支援を包括</p>

	<p>的・継続的に行い、その生活の自立を図ります。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東広島市生活支援センターにおいて、経済的な理由で生活に困っている方等の相談に応じます。</li> <li>○ 個別の状況に応じて総合相談窓口「ひがしひろしまHOT けんステーション」で相談支援を行います。(再掲)</li> </ul>
④啓発活動	<p>市民の理解を求める広報活動や薬物乱用防止指導員が、小中学校への啓発、各種イベントでの啓発活動を行います。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 薬物乱用防止指導員や警察官、保健所職員、学校医、薬剤師などが講師として小中学校で薬物乱用防止教室を開催し、薬物の正しい知識と乱用の怖さなどについて啓発を行います。</li> <li>○ 薬物乱用防止「626ヤング街頭キャンペーン」に参加(市内の中学生から大学生・社会人(24歳以下)によって組織する青少年ボランティア活動グループ「ゆーすふる・チャレンジャー」が参加)し、啓発活動を行います。</li> </ul>
⑤連携強化 (再掲)	<p>円滑に各種行政サービスを受けることができるよう、各種機関との連携強化を図ります。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再犯防止推進会議を通じて、東広島地区保護司会や東広島地区更生保護女性会、東広島地区協力雇用主会などの民間協力者、広島刑務所や広島少年院などの公的機関(矯正施設等)との情報共有を行い、連携強化を図ります。</li> </ul>

### (3) 非行の防止・学校と連携した修学支援のための取組

#### 【現状】

- 高等学校進学率は、98.5%であり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあるが、その一方で、少年院入院者の28.9%、受刑者の37.4%が、中学校卒業後に高等学校に進学していないことが明らかとなっています。

さらに、非行等に至る過程、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の36.8%、受刑者の24.6%が高等学校を中退している状況にあります。(全国レベル【出典：国の再犯防止推進計画(平成29年12月)】)

- 東広島市では、この5年間の19歳以下の検挙者数は減少傾向にあるものの、19歳以下の検挙者数の全検挙者数に占める割合(少年の占有率)は、広島県全体と同様、経年比較では、ほぼ横ばいの傾向となっています。

## 【課題】

- 学校や地域における、非行の未然防止に向けた継続的な取組が求められます。  
また、犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のため支援等が必要です。

## 【具体的な取組】

犯罪をした者等に対する継続した学びや進学・復学のための相談を充実させるとともに、改正される少年法の内容に合わせて、若年者への法教育及び地域社会への広報活動を活発化し、非行を未然に防止するための取組を行います。

①相談窓口 強化	<p>教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒や青少年の相談にあたります。その際には、家庭児童相談室等の関係機関と連携を図ります。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 臨床心理士等の資格を有したスクールカウンセラーを中学校14校、小学校32校に配置し、児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどにあたります。</li><li>○ 社会福祉士や精神保健福祉等の福祉に関する資格を有したスクールソーシャルワーカーを市内に8名配置し、不登校、いじめ、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、関係機関等との連携を図り児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行います。</li></ul>
②非行防止 活動	<p>警察署や広島法務少年支援センター（広島少年鑑別所）などにより、児童生徒への非行防止のための授業や教員のための非行防止相談を行います。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 東広島警察署と連携し、小中学校で非行防止教室を開催し、非行・犯罪の防止と青少年の健全育成に取り組みます。</li><li>○ 少年サポートセンター（広島県警察）において、非行や家庭内暴力など少年に関する様々な相談を受け、学校、地域及び各関係機関と連携して少年の健全育成活動や立ち直り支援を行います。</li><li>○ 広島法務少年支援センター（広島少年鑑別所）と連携し、小中学校において、「万引き防止」や「SNSの危険性」などの非行防止教室や、「アンガーマネジメント」や「アサーション」といった社会適応力の向上等に資するような</li></ul>

	出前授業などを開催し、非行犯罪の防止と青少年の健全育成に取り組みます。また、犯罪をした者等へのアセスメントの専門機関である同センターとの連携を通じ、児童生徒の抱える問題性等の深刻化を未然に防ぎ、効果的に働き掛けて支援を行います。
--	--

#### (4) 民間協力者等の活動の促進

##### 【現状】

- 定年年齢の引き上げによる民間ボランティアのなり手不足、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより、犯罪をした者等への支援・ボランティアの活動が難しくなっています。

##### 【課題】

- 再犯の防止等に関する施策の実施は、多くの保護司や支援関係者、民間ボランティア等の協力により支えられてきています。各関係団体等の活動促進のための支援や協力体制の構築が必要です。

##### 【具体的な取組】

再犯防止の一翼を担っている更生保護団体の活動支援を行います。

①活動支援	東広島地区保護司会・東広島地区更生保護女性会などの更生保護ボランティアの人材確保、活動を支援します。 【具体例】 ○ 東広島地区保護司会・東広島地区更生保護女性会に補助金を交付し、東広島地区内における更生保護活動を支援します。
②広報活動	再犯防止に関する広報・啓発活動の支援を行います。 【具体例】 ○ 東広島市ホームページや広報東広島に再犯防止に関するページを設け、東広島地区保護司会・東広島地区更生保護女性会・東広島地区 BBS 会など、更生保護に関わる関係団体等について広く理解を得るために、活動紹介などを行います。
③連携強化 (再掲)	円滑に各種行政サービスを受けることができるよう、各種機関との連携強化を図ります。 【具体例】 ○ 再犯防止推進会議を通じて、東広島地区保護司会や東広島地区更生保護女性会、東広島地区協力雇用主会などの民

	間協力者、広島刑務所や広島少年院などの公的機関（矯正施設等）との情報共有を行い、連携強化を図ります。
--	--

## 2 犯罪ゼロに向けた地域社会の構築

市民生活の安全・安心を確保するため、犯罪の未然防止の対策に取り組みます。

さらに、犯罪をした者等が社会復帰し、社会での生活を持続していくため、また、非行防止や薬物乱用防止の取組を推進するため、子どもが健全に育ち、人間性豊かに成長していくことが、将来にわたる治安基盤づくりとなることを踏まえ、学校における指導等だけでなく、幼少期からの「豊かな心の育み」の視点を取り入れていきます。

### (1) 安全で安心なまちづくりへの取組

**【現状】**

- 東広島市の刑法犯認知件数は減少傾向にあり、令和2（2020）年には、691件とピーク時（平成14年の3,147件）の2割程度まで減少しています。
- 東広島市内のオレオレ詐欺などの特殊詐欺被害は、令和2（2020）年には件数7件、約1,126万円の被害が出ています。【出典：市危機管理課】

**【課題】**

- 犯罪発生件数の減少のため、地域・警察・関係団体と連携して継続した防犯対策が求められます。  
また、特殊詐欺被害撲滅に向けた取組の強化が必要です。

**【具体的な取組】**

市民生活の安全・安心を確保するため、青色回転灯付自主防犯パトロールカー（通称「青パト」）による防犯パトロールをはじめ、JR駅周辺での迷惑行為の規制や、生活安全パトロールを実施するほか、住民自治協議会・自治会による防犯活動を支援し、犯罪抵抗力の強化を図ります。

①防犯活動強化	<p>市民生活の安全・安心を確保するため、犯罪抵抗力の強化を図ります。</p> <p><b>【具体例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東広島市防犯連合会等と連携し、青色回転灯付自主防犯パトロールカーにより、市内全域をパトロールします。</li> <li>○ 不審者情報や防犯に役立つ情報を、随時メール配信します。</li> <li>○ 11月の「子供・若者育成支援強調月間」にあわせ、市</li> </ul>
---------	--



	内各町において街頭啓発活動として「あいさつ・声かけ運動」を実施します。
②補助支援	<p>市民生活の安全・安心を確保するため、防犯活動の強化を図ります。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民自治協議会・自治会等に対して、防犯灯及び防犯カメラの設置費用の一部を補助します。</li> <li>○ オレオレ詐欺などの特殊詐欺を防止するため、高齢者世帯に対して、迷惑電話防止機器の購入費を補助します。</li> </ul>

## (2) 豊かな心を育むための取組

### 【現状】

- 乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われ、その後の生き方を大きく左右するきわめて重要な時期であり、多様性を受け入れる保育・教育が着目されています。
- インターネットによる人権侵害やSNSを介したトラブル・犯罪に巻き込まれる子どもが増えています。

### 【課題】

- 乳幼児からの子どもの健やかな発達を支援していくため、インクルーシブ教育・保育のさらなる質の向上が求められます。  
また、子どもが自ら身を守るとともに、生涯を通じて望ましい生活習慣を実施していくため、メディアリテラシー・人権・薬物・飲酒・喫煙に関する正しい知識を習得することが必要です。

### 【具体的な取組】

乳幼児からの切れ目のない支援を充実させ、体系的な取組を図ることで、豊かな心を育むとともに、学校の道徳の授業や、専門職による特別授業等を通して、人間性豊かに成長していくための支援を行います。

①包括的支援	<p>出産・育児サポートセンターすくすく（愛称「すくすくサポート」）において、妊娠期から子育て期にわたるまでの包括的な切れ目のない支援を推進します。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内11か所に地域すくすくサポートを設置し、身近な場所で保健師や助産師の資格を持つ母子保健コーディネーターと保育士等の資格を持つ子育て支援コーディネーターが、妊娠期から子育て期にわたり、安心して子育てができるよう支援を行います。</li> </ul>
--------	--

②教育の充実	<p>「特別の教科 道徳」の時間において「考え、議論する」道徳教育の充実を図ります。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法の充実を図ります。</li> </ul>
③家庭教育支援	<p>子育ての悩みや不安を解消する学びの機会を提供し、親子関係や家族関係をより豊かにすることで、家庭における教育力の向上を目指します。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広島県「『親の力』をまなびあう学習プログラム（親プロ）」を活用し、「子育て力」（＝親として、あるいは地域の一員として子どもたちを育成していく力）を身につけることができるよう、支援を行います。</li> </ul>
④人権啓発の推進	<p>近年の多様化・複雑化する人権課題の解決に向け、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解し、日常生活の中で人権尊重の理念が根付くよう、継続的かつ効果的な啓発を実施します。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人権問題に対する正しい理解と認識を深めて意識高揚を図るため、「人権フェスティバルひがしひろしま」や「人権教育・人権啓発指導者研修会」などの各種啓発活動を実施します。</li> </ul>
⑤非行防止活動（再掲）	<p>警察署や広島法務少年支援センター（広島少年鑑別所）などにより、児童生徒への非行防止のための授業や教員のための非行防止相談を行います。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東広島警察署と連携し、小中学校で非行防止教室を開催し、非行・犯罪の防止と青少年の健全育成に取り組みます。</li> <li>○ 少年サポートセンター（広島県警察）において、非行や家庭内暴力など少年に関する様々な相談を受け、学校、地域及び各関係機関と連携して少年の健全育成活動や立ち直り支援を行います。</li> <li>○ 広島法務少年支援センター（広島少年鑑別所）と連携し、小中学校において、「万引き防止」や「SNSの危険性」などの非行防止教室や、「アンガーマネジメント」や「アサーション」といった社会適応力の向上等に資するような出前授業などを開催し、非行犯罪の防止と青少年の健全育成に取り組みます。また、犯罪をした者等へのアセスメントの専門機関である同センターとの連携を通じ、児童生徒の抱える問題性等の深刻化を未然に防ぎ、効果的に働き掛</li> </ul>

けて支援を行います。

### 3 連携体制及び広報・啓発活動の推進

再犯防止に関する施策を進めていくためには、関係機関や団体との連携強化が必要です。

また、再犯防止に関する活動について、市民に広報・啓発を行います。

#### (1) 国等の関係機関・団体との連携強化のための取組

**【現状】**

- 国においては、犯罪をした者等の抱えている課題の解消に向けて、各種の社会復帰支援のため取組を実施しています。  
その範囲は、原則として、刑事司法手続の中に限られるため、当該手続を離れた者に対する支援は、地方公共団体が主体となって、一般市民を対象に提供している各種サービスを通じて行っています。

**【課題】**

- 地方公共団体には、犯罪をした者等が抱える様々な課題を踏まえた上で支援を行うノウハウや知見が十分でないこと、支援を必要としている対象者に関する情報の収集が容易でないこと等から、再犯防止に関する施策を進めていくには、関係機関や団体との連携強化が必要です。

**【具体的な取組】**

再犯防止推進会議を設置し、関係機関と連携を図りながら必要な支援を効果的に進めます。

①活動支援	矯正施設が行う啓発事業や、在院者の施設外プログラム、ボランティア活動等に協力します。 <b>【具体例】</b> ○ 東広島市社会福祉協議会等と連携し、ボランティア団体「ひろきふサポーター～なんでも鯉～」のボランティア活動を通じて、在院者の自己有用感の醸成を図るほか、帰住先でも支援が途切れることがないよう、関係団体とのネットワークを構築します。また、同団体の活動が円滑に行えるよう、活動紹介を含めた市内矯正施設の理解促進のための啓発活動等に協力します。
②非行防止活動	警察署や広島法務少年支援センター（広島少年鑑別所）などにより、児童生徒への非行防止のための授業や教員のための非行防止相談を行います。

	<p><b>【具体例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東広島警察署と連携し、小中学校で非行防止教室を開催し、非行・犯罪の防止と青少年の健全育成に取り組みます。 (再掲)</li> <li>○ 少年サポートセンター(広島県警察)において、非行や家庭内暴力など少年に関する様々な相談を受け、学校、地域及び各関係機関と連携して少年の健全育成活動や立ち直り支援を行います。(再掲)</li> <li>○ 広島法務少年支援センター(広島少年鑑別所)と連携し、犯罪をした者等が抱える様々な課題等への理解を深めたり、そのノウハウや知見等を共有したりすることで、必要な支援を効果的に進めます。</li> </ul>
<p>③連携強化 (再掲)</p>	<p>円滑に各種行政サービスを受けることができるよう、各種機関との連携強化を図ります。</p> <p><b>【具体例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再犯防止推進会議を通じて、東広島地区保護司会や東広島地区更生保護女性会、東広島地区協力雇用主会などの民間協力者、広島刑務所や広島少年院などの公的機関(矯正施設等)との情報共有を行い、連携強化を図ります。</li> </ul>

## (2) 広報・啓発活動の推進

### 【現状】

○ 国においては、“社会を明るくする運動”を推進するとともに、「再犯防止啓発月間」など再犯の防止等に関する広報・啓発活動や教育法などを実施し、再犯防止について国民の関心と理解が深まるよう取り組んでいます。

しかし、平成30年に行われた世論調査によると、こうした取組の認知度は38.9%（「両方とも聞いたことがある」15.8%+「“社会を明るくする運動”のみ聞いたことがある」12.0%+「再犯防止啓発月間」のみ聞いたことがある」11.0%）であり、「両方とも聞いたことがない」は60.1%となっています。

このことから、再犯防止に関する施策は、市民にとって必ずしも身近でないため、広く認知されていない状況です。

### 【課題】

○ 再犯防止に関する活動について、広く市民に広報・啓発を行い、正しく認知してもらう必要があります。

### 【具体的な取組】

“社会を明るくする運動”への支援や再犯防止・更生保護に関する市民の関心と理解を深めるため、保護司会及び更生保護女性会、青少年育成東広島市民会議と連携し、様々な方法により、広報・啓発活動を行っていきます。

①活動支援	国又は市内矯正施設が行う同施設の理解促進のための啓発活動を一緒になって推進します。 【具体例】 ○ 全国運動である“社会を明るくする運動”に関する活動を支援します。 ○ 毎年7月の強調月間を中心に広報活動を実施し、市民に積極的な協力を呼びかけます。
②広報活動 (再掲)	再犯防止に関する広報・啓発活動の支援を行います。 【具体例】 ○ 東広島市ホームページや広報東広島に再犯防止に関するページを設け、東広島地区保護司会・東広島地区更生保護女性会など、更生保護に関わる関係団体等について広く理解を得るために、活動紹介などを行います。

## 4 計画の推進体制

本計画に掲げた取組を効果的・効率的に推進するため、国の関係機関や更生保護関係団体等で構成する「東広島市再犯防止推進会議」を設置し、計画の進捗状況を定期的に点検・評価し、必要に応じて見直し・改善を行う等、計画の進行管理を行います。

また、「東広島市再犯防止推進会議」を通じて、相互の情報共有や意見交換等を行い、これまで以上に連携を強化することにより、地域における再犯の防止等に関する取組を協働して推進していきます。

## 再犯防止に関わる団体・機関の紹介⑩

(法務省) 広島法務少年支援センター  
(広島少年鑑別所)



広島法務少年支援センター 外観

### 【団体概要】

広島法務少年支援センターは、少年鑑別所(※)として培ってきた「非行・犯罪に関する問題の調査・分析の実力」や「思春期の子どもたちの行動理解等に関する知識・ノウハウ」を活用して、地域社会の関係機関・団体の皆様と連携を図りながら、広島県内の非行犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。

※ 少年鑑別所は次のような業務を行う法務省所管の施設です。

- (1) 家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行う
- (2) 収容されている者に健全育成のための支援を含む観護処遇を行う
- (3) 地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行う

### 【活動内容】

#### 1 一般の方や関係機関のご相談に対応

非行や問題行動、親子関係、学校適応等のご相談(子どもから大人まで)に応じます。



#### 2 非行防止や薬物乱用防止の教室に講師派遣

大人向けの各種講演に加え、児童生徒の出前授業への講師派遣も積極的に行っています。



#### 3 事例検討会や協議会への職員派遣

個別の事例検討会や青少年に関係する協議会に、心理技官や法務教官を派遣します。



### 【出前授業の実践例】

単に怖さや不安をあおるのではなく、健康な生活を送る大切さを理解してもらえよう、内容を工夫しています。

**青少年の健全育成に携わる立場として**

実践例「防犯教室」 深呼吸の効果と方法を解説



「瞑想が、不安の軽減、集中力向上、感情の安定に効果的」として、広島県立広島青少年支援センターで実施されています。



「息と心身の調整」をテーマに、呼吸の重要性や、深呼吸の効果について、子どもたちにわかりやすく説明しています。

実践例「薬物乱用防止教室」 一般市民としての問題提起



「毒を吸ってはいけません!」をテーマに、中学生を対象とした防犯教室を実施しています。薬物の危険性や、健康被害の防止について、子どもたちにわかりやすく説明しています。



「吸ってはいけない! 毒物を使ってはいけない!」をテーマに、市民を対象とした防犯教室を実施しています。薬物の危険性や、健康被害の防止について、市民にわかりやすく説明しています。

活動内容や実績は広島法務少年支援センターホームページに掲載しています。

[https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei03\\_00039.html](https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei03_00039.html)

## 再犯防止に関わる団体・機関の紹介⑪

(厚生労働省) 広島西条公共職業安定所



広島西条公共職業安定所 外観

### 【団体概要】

公共職業安定所(略称は職安(しょくあん)、愛称はハローワーク)は、就職へ結びつけることが難しい就職困難者を支援する最後のセーフティネットとしての役割を担う、国(厚生労働省)の機関です。

### 【活動内容】

地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施しています。

管内矯正施設(広島少年院、貴船原少女苑)と連携して、本人の希望や適性等に応じて職業相談、職業紹介、事業主との採用面接及び職業講話等を実施するなどして計画的に支援を行っています。また、就労先の確保にも取り組んでいます。

## 再犯防止に関わる団体・機関の紹介⑫

広島県地域生活定着支援センター

### 【団体概要】

広島県地域生活定着支援センターは、高齢の方や障害のある方が、矯正施設から退所した後に、自立した生活を営むことが困難な場合、保護観察所や福祉サービス事業所と協働して、福祉サービスの利用を援助することなどにより、地域の中で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援しています。

地域生活定着支援センターは、すべての都道府県に設置されています。広島県では、公益社団法人 広島県社会福祉士会が県からの委託を受け、平成22年6月から運営しています。

### 【活動内容】

地域生活定着支援センターの主な業務は次のとおりです。

#### 1 コーディネート業務

矯正施設入所中の人を対象に、保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設退所後の生活について、福祉サービス等のニーズの把握、居住先の調整や福祉サービスの申請支援等を行います。

#### 2 フォローアップ業務

矯正施設を退所した人について、地域でよりよい生活を送ることができるよう、生活状況の確認や必要な助言を行います。

#### 3 相談支援業務

矯正施設を退所した方の福祉サービスの利用に関して相談に応じ、助言や必要な支援を行います。

## 再犯防止に関わる団体・機関の紹介⑬

### 東広島警察署

#### 【団体概要】

東広島警察署は、広島県警察に属し、東広島市全域を管轄する警察署です。警察署には、警務課・会計課・生活安全課・地域課・刑事課・交通課・警備課があり、それぞれ防犯活動や捜査、交通取締りなど部門に応じた業務を担っています。

#### 【活動内容】

警察では、再犯防止を推進するため様々な施策を行っています。

例えば、

#### 1 安全安心なまちづくりのため

○意識作り～一人一人の「犯罪抵抗力」を育む対策～

- ・犯罪情報等の発信・共有
- ・自主防犯意識の啓発
- ・規範意識の向上

○地域作り～地域ぐるみで「犯罪抑止力」を高める対策～

- ・子ども・女性・高齢者等の安全確保
- ・持続可能な自主防犯活動の推進
- ・事業者による防犯対策の推進
- ・健全で魅力あるまちづくりの推進

○環境作り～「犯罪予防力」の高い生活環境を整える対策～

- ・防犯に配慮した生活空間の整備促進
- ・安全安心を支える体制と基盤の整備
- ・多文化共生を可能とする社会基盤の整備
- ・観光客の安全確保に向けた取組の促進
- ・安全なサイバー空間の確保

を推進して、犯罪自体が起りにくいまちづくりを進めたり、

#### 2 非行少年を生まない社会作りの推進に向けて

○非行少年に対して、規範意識の定着向上を図り、社会性を養い、その立ち直りを支援することで、再非行防止を図ることを目的とし、保護者の同意を得た上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善がみとめられるまでの間、面接、家庭訪問、電話連絡等により少年及び保護者に継続的な助言、指導する

などの施策を展開することで、誰もが安全安心を実感出来る広島県の実現を目指しています。



## 再犯防止に関わる団体・機関の紹介⑭

社会福祉法人 東広島市社会福祉協議会

### 【団体概要】

東広島市社会福祉協議会は、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進する公共性の高い福祉団体です。

本会では、地域福祉を推進する団体としての使命を達成するための『基本理念』を掲げ、「いざという時、頼れる人がいる。頼れる場所がある。」そんな地域の絆を強めるしくみづくりや、福祉課題解決への取組を住民・行政・各種団体と協働・連携して様々な事業を積極的に推進しています。

### 【活動内容】

地域共生社会の実現を図るため、住民自治協議会や地区社協をはじめ様々な機関、団体と連携し、地域の見守り・支え合い活動の推進や活動の場づくり、包括的な相談支援体制づくり、地域住民の参加による支え合い体制づくりを行っています。

社会福祉協議会ボランティアセンター機能を活用し、広島少年院、貴船原少女苑の職員、院生にて結成されている「ひろきふサポーター～なんでも鯉～」のボランティア活動に協力しています。

全国の市町村に設置されている社会福祉協議会のネットワークを活用し、帰住先でもボランティア活動を続けたい意向があった少年たちとの関わりを継続します。



東広島市社会福祉協議会のホームページも参照ください。↑



# 資料編

---



## 資料1 東広島市地域共生社会の形成を図るための施策の推進に関する条例

令和3年3月2日東広島市条例第7号

東広島市地域共生社会の形成を図るための施策の推進に関する条例

本市は、市制の施行以後、様々な世代及び地域の人々のたゆまぬ努力により、活力あふれ、国際色豊かなまちへと発展を遂げてきた。

しかしながら、少子高齢社会の到来、核家族化及び単身世帯の増加にみられる家族構成の変化等の社会情勢の変化は、本市にも少なからず影響を及ぼしつつある。本市の社会的、経済的及び文化的な発展の一方で、地域社会においては人間関係が希薄化しつつあり、生活、健康、育児その他日常生活上の不安、課題等を抱えている人々が、誰にも相談することができずに孤立を深めていく状況も生じてきている。

我々は、このような状況を見逃すことはできない。地域社会における人々とのつながりの重要性を改めて確認し、お互いを尊重し、気遣い、見守り合うことで、生活上の不安、課題等を抱えている住民を地域で支えるとともに、地域社会の持続的な発展のため、福祉、保健医療、労働、教育、住宅、地域再生その他の様々な分野に関わる者が協働する社会を、このまちで構築していくために、自ら行動を起こすことが強く求められている。

ここに、誰一人取り残さず、地域で共に生きていくことができる社会の形成を推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民一人一人が相互に支え合い、安心して暮らすことができる地域社会の形成を図るための施策に関し基本理念を定め、市、市民、事業者及び関係機関の責務を明らかにするとともに、地域共生社会の形成を図るための施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を推進し、もって地域共生社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「地域共生社会」とは、市民がそれぞれの人格及び個性を尊重し合いながら、地域社会に主体的に参画することにより、相互に支え合い、全ての人々が生きがいを持ち、かつ、安心して日常生活を営むことができる社会をいう。

(基本理念)

第3条 地域共生社会の形成は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 全ての人々が希望を持ち、個人としての尊厳が重んぜられ、安心して日常生活を営むことができる社会が構築されるようにすること。
- (2) 全ての人々がそれぞれの多様性を受け入れた上で、地域社会において、相互扶助の精神に基づき、地域生活課題（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第4条第3項に規定する地域生活課題をいう。以下同じ。）の解決に資する支援が図られるようにすること。
- (3) 全ての人々が、地域社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保され、地域社会の持続的な発展のために協働すること。
- (4) 全ての人々が地域社会から孤立することを防止すること。
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が、関係機関の連携の下、包括的に提供されるよう体制の整備が図られること。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（次条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、地域共生社会の形成を図るための施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

- 2 前項の施策を講ずるに当たっては、地域共生社会が、福祉及び保健医療のみならず、労働、教育、住宅、地域再生その他の分野における各般の課題の解決を図ることを通じて形成されるものであることに留意しなければならない。

（市民等の責務）

第5条 市民、事業者及び関係機関（以下「市民等」という。）は、基本理念を踏まえ、相互に連携し、市が実施する地域共生社会の形成を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民等は、地域生活課題の把握及びその解決に資する取組への積極的な参画に努めるものとする。

（基本方針）

第6条 市は、地域共生社会の形成を図るための施策の推進に関する方針（次項において「基本方針」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 地域共生社会の形成に寄与する人材の育成及び地域共生社会の形成についての意識の啓発に関する事項
  - (2) 地域共生社会の形成を図るための地域活動等の創出に関する事項
  - (3) 地域共生社会の形成を図るための社会環境の整備に関する事項
  - (4) 地域共生社会の形成を図るための施策の推進体制の構築に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(啓発活動等)

第7条 市は、地域共生社会の形成を図るために必要な啓発活動及び広報活動を行うものとする。

(学習の機会等の提供)

第8条 市は、地域共生社会の形成に関する必要な情報及び学習の機会が市民等に提供されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第9条 市は、地域生活課題の解決に資する支援の質の向上を図るため、当該支援について専門的な知識又は技術を有する人材の育成に関し必要な施策を講ずるものとする。

(地域共生社会の形成に資する活動に対する支援等)

第10条 市は、市民等が実施する地域共生社会の形成に資する活動を支援するため、必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるよう努めるとともに、地域共生社会の形成を図るための施策の推進に当たっては、当該市民等との連携が適切に図られるよう留意しなければならない。

(市民等に対する便宜の提供)

第11条 市は、市民等が地域生活課題に関する情報を共有し、その解決に資する支援について主体的に参画することができるよう、その機会、場所その他の便宜の提供に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域生活課題の解決に資する体制の整備)

第12条 市は、市民が福祉サービスその他の支援を必要とし、又はそのおそれがあると認められる場合に、適切に行政機関その他の関係機関の支援を受けることができるよう、市民等による見守りに関する活動その他の地域生活課題の解決に資する体制の整備に関し必要な施策を講ずるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から令和3年3月31日までの間における第3条第2号の規定の適用については、同号中「第4条第3項」とあるのは、「第4条第2項」とする。

## 資料2 再犯の防止等の推進に関する法律

平成28年法律第104号

再犯の防止等の推進に関する法律

### 目次

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 基本的施策

第1節 国の施策（第11条—第23条）

第2節 地方公共団体の施策（第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をい



う。以下同じ。)に收容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な收容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

- 3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第4条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第6条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、7月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施

されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- (2) 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に係る事項
- (3) 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- (4) 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
- (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第3項から第5項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## 第2章 基本的施策

### 第1節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第11条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第12条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第13条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第14条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第23条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第15条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会

生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

（更生保護施設に対する援助）

第16条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第17条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

（関係機関における体制の整備等）

第18条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（再犯防止関係施設の整備）

第19条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（情報の共有、検証、調査研究の推進等）

第20条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第21条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第22条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第23条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

#### 第2節 地方公共団体の施策

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 資料3 国の再犯防止推進計画（概要）

### 再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

#### 再犯防止推進計画策定の経緯

##### 〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合

48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、  
再犯防止対策が必要不可欠

##### 〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

#### 5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

#### 7つの重点課題と主な施策

##### ① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

##### ③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

##### ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



##### ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

##### ④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



##### ⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

##### ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、  
国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

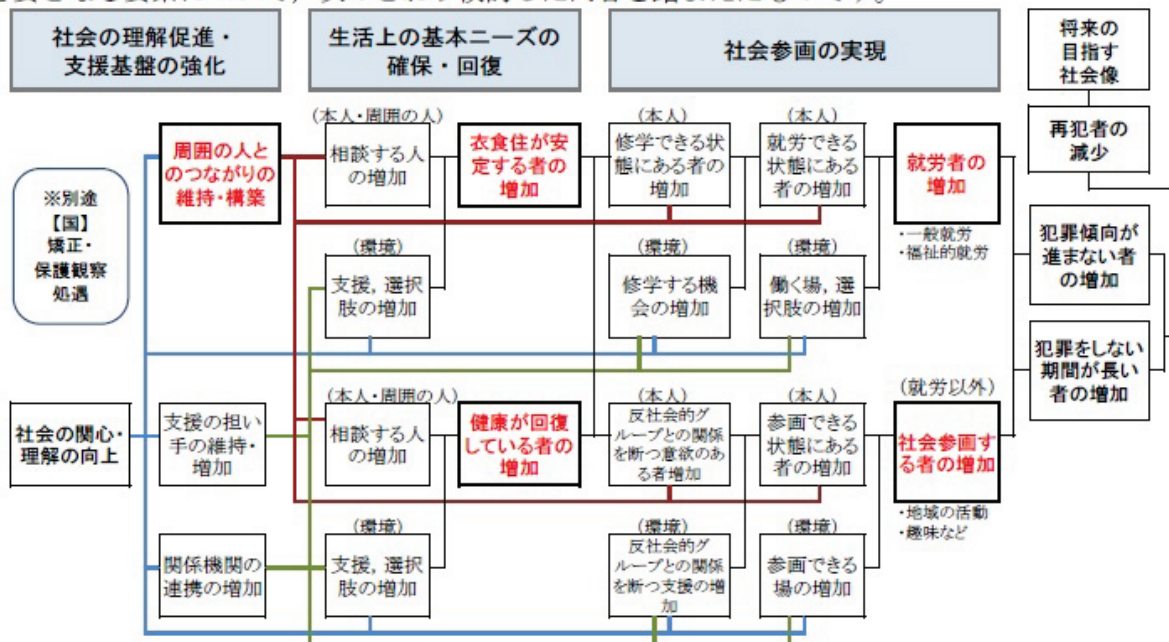
【出典：法務省HP「再犯防止推進計画」概要版】

## 資料4 県の再犯防止推進計画（概要）

この計画の施策体系（計画の構成）は次のとおりです。

項目	小項目
1 社会の理解促進・支援基盤の強化	(1) 社会の理解促進
	(2) 支援基盤の強化
2 生活上の基本ニーズの確保・回復	(1) 住居等の確保
	(2) 保健医療・福祉サービスの利用支援等
3 社会参画の実現	(1) 就労に向けた支援
	(2) 修学等の支援

施策体系の検討にあたっては、現状・課題のほか、「将来の目指す社会像」の実現に向けて必要となる要素について、次のとおり検討した内容を踏まえたものです。



※ 参考：法務総合研究所研究部報告 59「再犯防止等に関する研究」における受刑者調査「再犯しなかった理由」等

【出典：広島県再犯防止推進計画】

## 資料5 推進会議開催状況

### 東広島市再犯防止推進会議

東広島市再犯防止推進計画の策定にあたり、効果的で実効性のある計画とするため、関係機関や民間協力団体等に意見等を求めることを目的に、東広島市再犯防止推進会議を開催しました。

(開催状況)

第1回 令和3年8月27日

(新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止)

※東広島市再犯防止推進計画の骨子案について、郵送にて意見集約

第2回 令和3年12月23日

第3回 令和4年3月10日

(主な検討内容)

- ・現状と課題及び具体的な施策について
- ・計画素案(案)について
- ・計画(案)について

参加構成

団体等
広島地方検察庁
広島保護観察所
広島矯正管区
広島刑務所
広島少年院
貴船原少女苑
広島法務少年支援センター(広島少年鑑別所)
広島西条公共職業安定所
東広島警察署
東広島地区保護司会
東広島地区更生保護女性会
東広島地区協力雇用主会



資料6 用語説明一覧

(五十音順)

用語	用語の意味
<b>あ行</b>	
あおいろかいてんとうつきじしゅぼうはん 青色回転灯付自主防犯 パトロール	自主防犯ボランティアのうち、青色の回転灯を装備した自動車（青パト）を用いて行われる防犯パトロールのこと。
インクルーシブ <sup>きょういく</sup> 教育	人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。
<b>か行</b>	
かよ <sup>ば</sup> 通いの場	同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、高齢者が健康でその人らしい生きがいや楽しみのある暮らしが出来るよう、地域全体が健康で、人と人とのつながりにより支え合える地域となることをめざすための介護予防の拠点。
きふねぼらしょうじょえん 貴船原少女苑	東広島市内に所在する法務省が設置する矯正施設で、広島少年院の分院として運営されており、中国地方の5県に加えて、関西、四国、九州地方の家庭裁判所において少年院送致の決定を受けた、おおむね12歳から20歳までの女子少年に対し、改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを目的とした指導及び支援を行う施設。
キャリア <sup>そうだん</sup> 相談	労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うこと。
きょうあくはん 凶悪犯	刑法犯のうち、殺人・強盗・放火・強制性交等の罪。
きょうせいしせつ 矯正施設	刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院・少年鑑別所・婦人補導院の施設の総称。
きょうりよくこようぬし 協力雇用主	犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主。
けいほうはん 刑法犯	刑法（道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。）に規定する罪のほか <ul style="list-style-type: none"> <li>・爆発物取締罰則</li> <li>・暴力行為等処罰に関する法律</li> <li>・組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律</li> </ul> などの一部の特別法に規定する罪をいう。
けいほうはんになちけんすう 刑法犯認知件数	警察が発生を認知した刑法犯に関する事件の数。（各警察の管轄内で発生したもの。）

用語	用語の意味
けんきょしゃすう 検挙者数	各警察が検挙した事件の被疑者の数。(居住場所等を問わない)
こうせいほごしせつ 更生保護施設	矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設。法務大臣が認可。
こうせいほごじょせいかい 更生保護女性会	犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行い、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行少年の改善に協力する女性ボランティアの会。
こそだ 子育てサロン	主任児童委員や地域の応援者が、定期的に開設する地域ぐるみの子育て支援活動。

## さ行

さいはんしゃすう 再犯者数	検挙者のうち、過去に道路交通法違反を除く犯罪で検挙されたことのある者の数。
さいはんしゃりつ 再犯者率	検挙者数に占める、再犯者数の割合。
さいはんぼうしけいはつけっかん 再犯防止啓発月間	全国的に検挙者に占める再犯者の割合が高まっている中、安全で安心して暮らせる社会を築く上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ取組の重要性が高まっています。平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」では、7月を再犯防止啓発月間と定め、国民に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めることとしています。
さいはんぼうしすいしんかいぎ 再犯防止推進会議	東広島市再犯防止推進計画の策定にあたり、効果的で実効性のある計画とするため、関係機関や民間協力団体等に意見等を求めることを目的に設置した会議。
しゃかい あか うんどう “社会を明るくする運動”	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。令和3年までに71回実施。
じゅうきょかくほきゅうふきん 住居確保給付金	離職、廃業又は休業等での収入減少により、経済的に困窮し、住宅を失った方や住宅を失うおそれのある方に対し、家賃相当分の給付金を支給し、住宅の確保と就職に向けた支援を行う制度。
しゅっさん いくじ 出産・育児サポートセンター すくすく	保健師や助産師の資格を持つ母子保健コーディネーターと、保育士等の資格を持つ子育て支援コーディネーターが、妊娠期から子育て期にわたり、安心して子育てができるようにサポートを行う相談窓口。

用語	用語の意味
しょうねん 少年 サポートセンター	警察が所管する、少年問題に関する専門組織。非行少年や不良行為(喫煙、深夜はいかいなど)少年など、さまざまな子どもたちと接している少年育成官が中心となって、少年や保護者からの相談を受けたり、学校、地域及び各関係機関と連携して少年の健全育成活動や立ち直り支援を行います。
じょせいりつ 女性率	検挙者数・再犯者数に占める、女性数の割合。
ジョブトレーニング	本人の状況に応じて、適切な配慮の下、生活困窮者に就労の機会を提供しつつ、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を行うもの。
スクールカウンセラー	教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者のこと。児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどを行います。
スクールソーシャルワーカー	ソーシャルワーカーは、主に社会的弱者への福祉相談業務に従事する福祉職専門家であり、その中で教育機関(スクール)において当該の任に就く者のこと。子どもが置かれた家庭環境等に着目し、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、問題を抱える児童生徒が置かれた環境(家庭等)への働き掛け支援を行い、関係機関等とのネットワークの構築、連携(コーディネート)、保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供などを行います。
せいねんこうけんせいど 成年後見制度	認知症や知的障害・精神障害等で判断能力が不十分な人の財産管理(不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など)や身上保護(介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など)など、法律行為を一人で行うことが難しい方々を法的に保護し、支援する制度。
せつとうはん 窃盗犯	刑法犯のうち、窃盗犯の罪。 手口として、侵入窃盗である空き巣・事務所荒し・倉庫荒しなどや非侵入窃盗である万引き・車上狙い・すり・ひったくり、乗り物盗である自動車盗・オートバイ盗・自転車盗などがある。
た けいほうはん その他の 刑法犯	刑法犯のうち、凶悪犯・粗暴犯・知能犯・風俗犯に当てはまらない、占有離脱物横領・公務執行妨害・住居侵入・器物損壊などの罪。
そぼうはん 粗暴犯	刑法犯のうち、凶器準備集合・暴行・傷害・脅迫・恐喝の罪。

## た行

ちいきこそだ しえん 地域子育て支援センター	子育て中の親子が気軽に集うことができ、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場。
---------------------------	---

用語	用語の意味
ちいき 地域 サロン	同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することによって、お互いに支え合って暮らしていける地域づくりをめざし、地域のみなさんの心のつながりをもっと深めたり、広げるための場。
ちいきほうかつしえん 地域包括支援 センター	保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士などの専門職員が高齢者に関する様々な相談に応じ、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、保健・福祉・医療・介護等さまざまな関係機関や、地域住民の方々と連携しながら、総合的に高齢者の生活支援を行う相談窓口。
ちのうはん 知能犯	刑法犯のうち、詐欺・横領・偽造・汚職・背任などの罪。
とくしゅさぎ 特殊詐欺	被害者に電話を掛けるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振り込みその他の方法により、不特定多数の者から現金をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。）の総称。

## は行

はんざい ものとう 犯罪をした 者等	犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者をいう。
ひがしひろしまけいさつしよ 東 広 島 警 察 署	東広島市内を管轄する警察署。
ひがしひろしましきかんしょうがいしゃ 東 広 島 市 基 幹 障 害 者 そくだんしえん 相談支援 センター	身体、知的、精神等の障害の枠を超えた障害者の総合的な相談窓口。適切な障害福祉サービスやその他社会資源の提供等の調整、あつせんや権利擁護のために必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活また社会生活を営むことができるよう相談支援事業所と連携をとりながら、必要な支援を行います。東広島市子育て・障害総合支援センター内に設置。
ひがしひろしましこそだ しょうがい 東 広 島 市 子 育 て ・ 障 害 そうごうしえん 総合支援 センター	「子育て支援」と「障害者相談支援」によりさまざまな角度から子育て家庭を応援する複合相談施設。
ひがしひろしましせいかつしえん 東 広 島 市 生 活 支 援 センター	生活に困窮している人の自立に向けて、専門性を有する支援員（相談支援員、就労支援員）が相談に応じ、支援を行います。
ひがしひろしま ほっと 東 広 島 市 HOTけん ステーション	核家族化や少子高齢化により、地域で人同士のつながりが弱まり、個人や世帯が抱える複合化した課題に対し、必要な関係機関や関係部署と連携し、解決へ向けた支援を行う包括的な総合相談窓口。
ひろしまけん ちんたいしえん 広 島 県 あんしん 賃貸支援 じぎょう 事業	広島県が実施する事業。住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮を必要とする方々）が入居できる民間賃貸住宅（あんしん賃貸住宅）の仲介を行う事業者（あんしん賃貸住宅協力店）の紹介や、居住の支援を行うことで、住宅確保要配慮者の入居をサポートします。

用語	用語の意味
ひろしまけん おや ちから 広島県『親の力』を まなびあう 学習 プログラム がくしゅう	広島県教育委員会が実施する学習プログラム。親の教育力の低下やモラルの低下など、家庭の教育力の低下が指摘される中、家庭の教育力向上を目指して、子育てについて交流しながら学び合う「寄って、話して、自ら気づく」参加型の学習プログラムを活用した学習機会の充実に取り組んでいます。
ひろしましょうねんいん 広島少年院	東広島市内に所在する法務省が設置する矯正施設で、主に中国地方の家庭裁判所において少年院送致の決定を受けた男子少年に対し、改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを目的とした指導及び支援を行う施設。
ひろしまほうむしょうねんしえん 広島法務少年支援センター ひろしましょうねんかんべつしょ (広島少年鑑別所)	法務省が所管する、広島県内を管轄する国の機関である広島少年鑑別所の別称。少年鑑別所の業務で培ってきた「非行・犯罪に関する問題」や「思春期の子どもたちの心情・行動」等に関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育関係機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組む際に、「広島法務少年支援センター」の名称を使用します。
ひろしまほごかんさつしょ 広島保護観察所	法務省が所管する、広島県内を管轄する国の機関。更生保護の第一線の実施機関として保護観察・生活環境の調整・更生緊急保護・恩赦の上申・医療観察や、犯罪予防活動などの業務を行い、保護司・更生保護女性会員・BBS会や協力雇用主・更生保護法人などと共に更生保護の諸活動を行います。
びーびーえすかい BBS会	Big Brothers and Sisters Movement の略称。非行少年等の「兄」や「姉」のような身近な存在として、彼らと一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむ、ボランティア団体。
ふうぞくはん 風俗犯	刑法犯のうち、賭博・わいせつ（強制わいせつ・公然わいせつ・わいせつ物頒布等）の罪。
ふくし サービス 利用援助事業 りょうえんじょじぎょう	社会福祉協議会が実施する事業。認知症や知的障害・精神障害等で判断能力が不十分な人が、できる限り地域で自立した生活を継続していくために、福祉サービス利用援助やそれに付随した日常的な金銭管理等の援助を行う制度。
ほごし 保護司	犯罪をした人や非行少年の立ち直りを地域で支える民間ボランティア。保護観察対象者となった者へ保護観察（更生のための指導監督・補導援護）を行います。法務大臣からの委嘱。

## ま行

みんかんきょうりよくしゃ 民間協力者	再犯防止を担う民間ボランティアの総称。保護司・更生保護女性会・協力雇用主・BBS会・更生保護施設など。
-----------------------	---

用語	用語の意味
むしよくしゃりつ 無職者率	検挙者数・再犯者数に占める、無職者数の割合。
メディアリテラシー	メディアを主体的に読み解く能力・メディアにアクセスし、活用する能力・メディアを通じコミュニケーションする能力の3つの能力を構成要素とする、複合的な能力のこと。

## や行

やくぶつじはん 薬物事犯	覚醒剤取締法違反・大麻取締法違反・麻薬及び向精神薬取締法違反・あへん法違反の罪。
やくぶつらんようぼうししどういん 薬物乱用防止指導員	地域における薬物乱用防止に関する啓発活動を積極的に推進するため、地域イベントでの薬物乱用防止啓発活動や、学校への薬物乱用防止出前講座の講師、また、地域のパトロール等の活動を行います。広島県知事からの委嘱。
ゆうすふる・チャレンジャー	青少年の自主的、主体的な活動を目的に、市内の中学生から大学生・社会人（規定で24歳以下）までの若者によって組織する青少年ボランティア活動グループ。





## 東広島市再犯防止推進計画

---

発行：令和4（2022）年3月

編集：東広島市健康福祉部地域共生推進課

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

電話：(082) 420-0932 ファックス：(082) 423-8065

E-mail：hgh200932@city.higashihiroshima.lg.jp

